

平成23年2月1日
千葉県報第12582号別冊

包括外部監査の結果に係る措置結果

千葉県監査委員

目 次

- 1 平成21年度分
(監査テーマ)
道路事業に関する財務事務の執行について・・・・・・・・・・ 1
- 2 平成20年度分
(監査テーマ)
農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の
執行について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 3 平成19年度分
(監査テーマ)
県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び
千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について・・・・・・・・ 46
- 4 平成18年度分
(監査テーマ)
健康福祉部高齢者福祉課の補助金に係る事務について・・・・・・・・ 48
- 5 平成16年度分
(監査テーマ)
千葉県土地開発公社の財務事務の執行について・・・・・・・・ 49
- 6 平成14年度分
(監査テーマ)
千葉県上水道事業及び工業用水道事業の財務事務及び経営管理について・・ 50
- 7 平成12年度分
(監査テーマ)
土地造成整備事業の財務に関する事務の執行及び経営に係わる事業の
管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 8 平成11年度分
(監査テーマ)
(1) 土地改良事業(県営ほ場整備事業)関連の事務の執行について・・・・・・・・ 53

(2) 社会部児童家庭課における補助金交付関連の事務の執行について・・・・・・・・ 54

道路事業に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|----|--|--|--|
| 1 | I. 道路工事 1. 地域整備センターのまとめ | 県では、内部管理体制即ち工事の有効性の見直しを含めて文書での記録・保存が重要と考えるが十分ではない。 規定全般の見直しがされたい。 | ① 文書での記録・保存を徹底するため、各種記録様式を作成したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等において周知し、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後、事業の有効性等についても検討を行いながら、適正な事業実施に努めていく。 |
| 2 | I. 道路工事 1. 地域整備センターのまとめ (共通の問題点) (1) 年度末契約について | 予算単年度主義の制約を形式的に遵守する結果、到底当該工事を完成するのに不可能な契約上の工期を、契約日の翌日から当該年度末の3月31日としている事例が多く見られた。 当然、当該工事を実施するに不可能な工程表が添付されている。会計とは、本来事実の写像である。地方財務事務もこの例外であってはならないはずである。 一つの矛盾は他の不適切な財務事務をもたらす懼れもあるので、事実に基づいた適切な契約手続きを実施されたい。 | ① 執行状況を適宜把握し、発注時点で適正工期が確保されないと判断された工事については、各議会で繰越承認を得た後に適正工期を確保し発注することとしたところである。 ② また、年度内での適正工期を確保した発注に努めることを所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書で通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、適切な契約が実施されるよう努めていく。 |
| 3 | I. 道路工事 1. 地域整備センターのまとめ (共通の問題点) (3) JR委託工事について | 今後においては、透明性確保のため、当該「申し合わせ」に規定される資料添付については年度協定書に記載したうえで入手し、工事の設計・積算、工事内容や工期変更の理由と変更金額、そして最も重要な工事検査結果等について、県は主体的に検討し、必要ならばJRに協議を申し入れ、工事委託費又は工事負担金の妥当性を確保されたい。 | ① 申し合わせ事項に則り透明性の確保に努めることを徹底し、鉄道事業者との協議記録を文書で残すため、協議記録様式を作成したところである。 ② 透明性確保のための協定書への記述の再確認することを、所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、鉄道事業者発注工事の透明性確保に努めていく。 |
| 4 | 第4. むすび | 現状では、各地域整備センターごとに道路工事・補修工事が行われ、各地域整備センター単位で工事件名は管理されている。 しかし、本庁での年度別検討としての工事管理が実質的に行われていない。早急に、道路事業の管理体制全般の見直しがされたい。 | ① 事業実施に係る本庁、出先機関の各種ヒアリング結果の記録管理を徹底するために、記録簿を作成したところである。 ② 今後、本庁においても実質的に工事管理を実施していく。 |

道路事業に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|----|--|---|--|
| 5 | I. 道路工事 2. 安房地域整備センター (1) 古川三島線 2) 地方道路交付金事業 安馬谷1 | 道路台帳での補修の記載はなく、既設物の改良は測量し、図面上で行なうことになっている。 しかし、事前の調査が不徹底であったともいえる。着工後に設計変更が生じないように、道路台帳か付属書類で補修履歴を記載すべく検討されたい。 | ① 舗装の補修履歴の確認は、「舗装管理支援システム」等を活用することとしたところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、事業の適正な執行に努めていく。 |
| 6 | I. 道路工事 2. 安房地域整備センター (1) 古川三島線 2) 地方道路交付金事業 安馬谷1 | 平成21年3月18日の事業年度末の契約であり、工事期間からみれば平成21年度への繰越を前提としている。いかに単年度主義とはいえ、かかる契約は本来の工期に応じて書類を作成すべきであり、契約書に添付される工程表は事実と合致しない文書である。 (共通の問題点) (1) に同じ。 | ① 執行状況を適宜把握し、発注時点で適正工期が確保されないと判断された工事については、各議会で繰越承認を得た後に適正工期を確保し発注することとしたところである。 ② また、年度内での適正工期を確保した発注に努めることを所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書で通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、適切な契約が実施されるよう努めていく。 |
| 7 | I. 道路工事 2. 安房地域整備センター (1) 古川三島線 3) 地方道路交付金事業 安馬谷2 | 本工事は、工期平成20年3月19日から平成20年8月29日、工事費27,405,000円の排水路工である。工期を平成20年3月25日から平成20年8月29日に延期している。(共通の問題点) (1) に同じ。 | ① 執行状況を適宜把握し、発注時点で適正工期が確保されないと判断された工事については、各議会で繰越承認を得た後に適正工期を確保し発注することとしたところである。 ② また、年度内での適正工期を確保した発注に努めることを所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書で通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、適切な契約が実施されるよう努めていく。 |
| 8 | I. 道路工事 2. 安房地域整備センター (1) 古川三島線 4) 地方道路交付金事業 安馬谷3 | 現地調査を確実に実施し、当初設計に反映していれば、この設計変更は不要なはずであった。 当初設計において、適切な現地調査を実施されたい。 | ① 事前調査不足による設計変更等をなくすために、事前の現地調査を可能な限り実施し合理的な計画を作成することを徹底したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、事業の適正な執行に努めていく。 |

道路事業に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|----|---|--|--|
| 9 | 1. 道路工事 2. 安房地域整備センター (2) 富津館山線 2) 舗装工その2 | 変更理由が工事打合せ簿では不記載である。工事打合せ簿に変更事項を適切に記載されたい。 | ① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |
| 10 | 1. 道路工事 2. 安房地域整備センター (2) 富津館山線 3) 舗装工その3 | 周辺住民の苦情により工事内容の変更を行なうことは、路面状態についての事前調査における不足による当初設計への計上漏れである。当初設計にあたり現地調査を的確に行ない、当初設計に変更が発生しないようにされたい。 | ① 事前調査不足による設計変更等をなくすために、事前の現地調査を可能な限り実施し合理的な計画を作成することを徹底したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、事業の適正な執行に努めていく。 |
| 11 | 1. 道路工事 2. 安房地域整備センター (2) 富津館山線 4) 改良工 | 設計前の調査と協議ならびに初歩的な防災的観点による工法の採用判断等についてかかる設計変更が起こらないように検討されたい。 | ① 事前調査不足による設計変更等をなくすために、事前の現地調査を可能な限り実施し合理的な計画を作成することを徹底したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、事業の適正な執行に努めていく。 |
| 12 | 1. 道路工事 2. 安房地域整備センター (2) 富津館山線 4) 改良工 | 期末契約入札平成20年3月4日で契約工期平成20年3月11日～平成20年3月25日となっており、次年度繰越を前提にした工事である。 年度末契約については、（共通の問題点）（1）に同じ。 | ① 執行状況を適宜把握し、発注時点で適正工期が確保されないと判断された工事については、各議会で繰越承認を得た後に適正工期を確保し発注することとしたところである。 ② また、年度内での適正工期を確保した発注に努めることを所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書で通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、適切な契約が実施されるよう努めていく。 |
| 13 | 1. 道路工事 2. 安房地域整備センター (3) 市原天津小湊線 1) 地方道路交付金工事(2号橋上部工) | 工期延長について、整備センター内での伺い書が見当たらなかった。綴りが別になっており、当日の監査では資料を見ることができなかった。 資料の保管方法について、直近のものについては何かあった時にすぐ取り出せるよう、保管方法や保管場所につき検討すべきである。 | ① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |

道路事業に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|----|---|--|---|
| 14 | I. 道路工事 2. 安房地域整備センター (4) 外野勝山線 1) 地方道路交付金工事(下部工) | 完成検査時の指摘事項については、口頭による指示ではなく、書面による指示とすべきである。 また、業者からの手直し報告についても、書面で受領すべきである。 | ① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |
| 15 | I. 道路工事 3. 千葉地域整備センター市原整備事務所 (1) 市原茂原線(新巻工区) 1) 住宅市街地基盤整備工事(新巻・改良工その3) | 設計変更につき、協議までの書類はあるが、発注者指示、請負者受領の書類（工事打合せ簿）が見当たらない。書類を整理したときに綴じ漏れた可能性がある。書類の整理については、必要なすべての書類が揃っているかを確認し、綴っておくべきである。 書類の紛失をしないよう、管理にも十分注意されたい。 | ① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |
| 16 | I. 道路工事 3. 千葉地域整備センター市原整備事務所 (1) 市原茂原線(磯ヶ谷工区) | 庁内の打ち合わせ、調整事項等についても、外部（業者等）との打ち合わせ同様の記録を残されたい。 | ① 関係機関協議等の記録を文書で残すため、協議記録様式を作成したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |
| 17 | I. 道路工事 4. 海匝地域整備センター (1) 八日市場野栄線 1) 道路改良工(その1) | 電柱の移設は、電力会社との協議等もあるとはいえ、変更を前提とした当初設計になっている。 電柱の移設、隅切りは道路工事につきものであるため、適切な現地調査のうえ、当初設計に盛り込むようにされたい。 | ① 事前調査不足による設計変更等をなくすために、事前の現地調査を可能な限り実施し合理的な計画を作成することを徹底したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、事業の適正な執行に努めていく。 |
| 18 | I. 道路工事 4. 海匝地域整備センター (1) 八日市場野栄線 2) 道路改良工その2 | 現地調査により、法面の状況を勘案すれば、設計変更は必要なかった。 当初設計にあたり、現地調査を的確に行い、このような設計変更の防止に努められたい。 | ① 事前調査不足による設計変更等をなくすために、事前の現地調査を可能な限り実施し合理的な計画を作成することを徹底したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、事業の適正な執行に努めていく。 |

道路事業に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|----|---|--|---|
| 19 | I. 道路工事 4. 海匝地域整備センター (1) 八日市場野栄線 3) 道路改良工その3 | 設計変更打合せ簿を閲覧したところ、変更の事実が記載されているのみで、監督員の不可の理由の記載がない。 打合せ簿に理由の明瞭な記載を行なわれたい。 | ① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |
| 20 | I. 道路工事 4. 海匝地域整備センター (1) 八日市場野栄線 4) 舗装工 | 事業を公正に推進するためには、要望とその決裁の記録を残すべきである。 | ① 地元要望事項等の記録を文書で残すため、要望事項等記録様式を作成したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |
| 21 | I. 道路工事 5. 東葛飾地域整備センター柏整備事務所 (1) 柏印西線 1) 中之橋左岸下部工 | 実際の工事現場では、想定と異なることがあり、設計変更が生ずることはやむをえないことである。 しかし、今後の工事設計に資するために、工事変更打合せ簿において明瞭な変更理由を記載すべきである。 | ① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |
| 22 | I. 道路工事 5. 東葛飾地域整備センター柏整備事務所 (2) 千葉竜ヶ崎線 1) 成田線木下・布佐間竜ヶ崎跨道橋新設工事に伴う負担金 | ボックス部分に関しては、JR側がすべて管理しており、業者選定に関してもJRに一任され、JRが選定した業者と契約をすることになっている。 工事については、JRで概算金額を算出し、工事進捗見込み、県の予算等を勘案しながら年度に割り振っている。工事進捗状況のチェックは随時行っているが、記録は残っていない。 (共通の問題点) (3) に同じ。 | ① 申し合わせ事項に則り透明性の確保に努めることを徹底し、鉄道事業者との協議記録を文書で残すため、協議記録様式を作成したところである。 ② 透明性確保のための協定書への記述の再確認することを、所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、鉄道事業者発注工事の透明性確保に努めていく。 |
| 23 | I. 道路工事 5. 東葛飾地域整備センター柏整備事務所 (3) 国道356号 1) 県単道路改良(幹線道路網整備)工事(道路整備工その1) | 納品された書類等については、県が定めた「土木工事標準仕様書 施工管理基準」における写真管理基準は満たしているものの、きちんと確認することが望まれる。また、記録に不足が生じているときには、不足を早期に手当てするよう指導すべきである。 | ① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |

道路事業に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|----|--|---|--|
| 24 | I. 道路工事 5. 東葛飾地域整備センター柏整備事務所 (4) 湖北駅・北口線 | 平成20年度末時点で、湖北駅北口線の土地開発公社に関する未償還額は39,765千円となっている。 早期に買い戻すことを検討されたい。 | ① 当該路線の公社への償還については、平成21年度に買い戻しを完了した。 |
| 25 | I. 道路工事 6. 葛南地域整備センター (1) 船橋行徳線 1) 道路改良工 | 設計変更の理由記載対象は主なものでよいが、車道・歩道の追加工事であるため、工事打合せ簿に適切な変更理由を記載し、今後の工事の設計変更の減少に資されたい。 | ① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |
| 26 | I. 道路工事 6. 葛南地域整備センター (1) 船橋行徳線 2) 道路改良工事その2及びその3 | この両工事は、繰越を前提とした入札（入札日は平成21年2月12日）であり、契約書では工期が平成21年2月26日から平成21年3月25日となっており、工程表もそのようになっている。 （共通の問題点）（1）に同じ。 | ① 執行状況を適宜把握し、発注時点で適正工期が確保されないと判断された工事については、各議会で繰越承認を得た後に適正工期を確保し発注することとしたところである。 ② また、年度内での適正工期を確保した発注に努めることを所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書で通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、適切な契約が実施されるよう努めていく。 |
| 27 | I. 道路工事 6. 葛南地域整備センター (2) 京成本線連続立体交差事業 1) 京成電鉄株式会社との負担金について ③平成19年度協定についての変更 | 平成21年3月30日の基本協定の変更により、当初負担額60,183百万円より58,745百万円になり、1,483百万円減少したとはいえ、今後の類似工事の積算に資するべく、例えば、鉄道業者の工事発注手続きの公正性等を担保できるように委託者との協定内容について見直しを検討されたい。 | ① 申し合わせ事項に則り透明性の確保に努めることを徹底し、鉄道事業者との協議記録を文書で残すため、協議記録様式を作成したところである。 ② 透明性確保のための協定書への記述の再確認することを、所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、鉄道事業者発注工事の透明性確保に努めていく。 |
| 28 | I. 道路工事 6. 葛南地域整備センター (2) 京成本線連続立体交差事業 1) 京成電鉄株式会社との負担金について ④7-7-12号道路負担金 | 事業完了確認調書では千葉県負担額（100%）は19,530,000円となっているが、設計変更積算書では、工事総額は変更しておらず当初協定額と同額の19,845,000円になっている。 実際額による精算を実施することにより、安易な積算と工事の設計変更を派生しないようにされたい。 | ① 事前調査不足による設計変更等をなくすために、事前の現地調査を可能な限り実施し合理的な計画を作成することを徹底したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、事業の適正な執行に努めていく。 |

道路事業に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|----|--|--|---|
| 29 | I. 道路工事 6. 葛南地域整備センター (2)京成本線連続立体交差事業 2)船橋市への負担金 | 協定外とした理由により負担外とすることができるが、この理由を示して適切に精算すべきである。 | ① 関係機関協議等の記録を文書で残すために、協議記録様式を作成したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |
| 30 | I. 道路工事 6. 葛南地域整備センター (2)京成本線連続立体交差事業 3)海神1丁目線道路工(7-7-3号道路) | 適切な数量計算を実施されたい。 | ① 事前調査不足による設計変更等をなくすために、事前の現地調査を可能な限り実施し合理的な計画を作成することを徹底したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、事業の適正な執行に努めていく。 |
| 31 | I. 道路工事 6. 葛南地域整備センター (3)鬼高若宮線 | 県は公社に借入時に中長期的な償還計画を立て、かつその後も適宜計画の見直しを行い、借入金の利用と利息の発生を考慮した合理的な償還計画を立てたうえで償還をする必要がある。 | ① 当該路線の公社への償還については、平成22年度に買い戻しを完了したところである。 ② 公社への償還計画については、平成16年度に見直しを行い、借入時に当該年度を含め5年以内に償還する計画を立て、毎年度見直しを行ったうえで償還している。 |
| 32 | I. 道路工事 6. 葛南地域整備センター (4)印内習志野台線 | 当該借入に伴う利息が、元金の5倍程度まで発生している。もっと早期に償還すべきであった。 借入時に中長期的な償還計画を立て、かつその後も適宜計画の見直しを行い、借入金利用と利息の発生を考慮した合理的な償還計画を立てたうえで償還をする必要があった。 | ① 当該路線の公社への償還については、平成21年度に買い戻しを完了したところである。 ② 公社への償還計画については、平成16年度に見直しを行い、借入時に当該年度を含め5年以内に償還する計画を立て、毎年度見直しを行ったうえで償還している。 |
| 33 | I. 道路工事 7. 香取地域整備センター (1)成田小見川鹿島港線 | 工期変更の理由は電柱を切る工事をしたため、不測の事態で4カ月を要したということである。だが、NTTの支柱があるために工事ができないということは計画段階で分かりえることと思われる。当初の計画の妥当性に疑問が残るといえる。 当初より合理的な計画を見積もる必要がある。 | ① 関係機関協議、地元調整は工事発注前に十分実施することを徹底し、「工事執行時チェックシート」で確認することとしたところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、事業の適正な執行に努めていく。 |

道路事業に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|----|--|--|---|
| 34 | I. 道路工事 7. 香取地域整備センター (1) 成田小見川鹿島港線 | 特記仕様書に記載がある以上、安全対策同様に地震対応策を定め、その証跡を残すべきである。 | ① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |
| 35 | I. 道路工事 7. 香取地域整備センター (2) 国道356号 | 請負者からの協議については、整備センターでの決裁を経て設計変更の対象としなければならない。設計変更時の工事打合せ簿の記録及び事務手続きは、遺漏ないように注意することが求められる。 | ① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |
| 36 | I. 道路工事 7. 香取地域整備センター (3) 国道356号 | 供用される2車線のみ道路台帳計上となり、完成（舗装完成）しているが供用されない2車線についての管理簿はない。 完成（舗装完成）しているが、供用されていない2車線道路については、県は資産管理の観点から管理簿の整備をされたい。 | ① 供用されない2車線道路について、本庁と出先機関で情報を共有できる管理台帳を作成したところである。 ② 今後、管理台帳により資産管理の観点から管理していく。 |
| 37 | I. 道路工事 8. 君津地域整備センター (3) 長浦上総線 | 設計変更につながる打合せ（現場立合いを含む）については、記録を残すようにし、設計変更の履歴として保存しておくべきである。 | ① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |
| 38 | I. 道路工事 9. 東葛飾地域整備センター (1) 市川柏線 1) 舗装工その1 | 照明施設の移設は当初設計に入れるべきものであると考えられ、当初設計において適切な現地調査を実施されたい。 | ① 事前調査不足による設計変更等をなくすために、事前の現地調査を可能な限り実施し合理的な計画を作成することを徹底したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、事業の適正な執行に努めていく。 |

道路事業に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|----|--|---|---|
| 39 | I. 道路工事 9. 東葛飾地域整備センター (2) 松戸野田線 2) JRとの負担金 | JRの精算関連調書は、平成21年3月31日付の検査調書(支払額276,000,000円)がある。 しかし、全面委託しているため、JR東日本コンサルタンツ(株)の出来型検査(写真付)の請求書があるが、県の立会検査調書がない。 JRの工事積算についてはJRとJVそして県の3者で協議しているとのことである。また、工法の内容については、チェックしているため品質は確保されるとのことであるが、この点についての積算及び工法のチェックについての記録がない。 (共通の問題点)(3)に同じ。 | ① 申し合わせ事項に則り透明性の確保に努めることを徹底し、鉄道事業者との協議記録を文書で残すため、協議記録様式を作成したところである。 ② 透明性確保のための協定書への記述の再確認することを、所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、鉄道事業者発注工事の透明性確保に努めていく。 |
| 40 | I. 道路工事 10. 印旛地域整備センター (1) 千葉竜ヶ崎線 1) 道路改良工 | 現地調査において、あるいは図面の曲線構造からおのずとL型側溝2mの材料の選択はできないと判断できるものと考えます。 適切な現地調査により、当初設計の変更が発生しないようにされたい。 | ① 事前調査不足による設計変更等をなくすために、事前の現地調査を可能な限り実施し合理的な計画を作成することを徹底したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、事業の適正な執行に努めていく。 |
| 41 | I. 道路工事 10. 印旛地域整備センター (2) 国道356号 | 増額の原因となった警察との協議内容を記した内部書面が残っていない。金額変更が当初予見できなかったといえるほどの事象でないなら、当初計画の合理性に疑問が残る。 そして当初計画の妥当性を検証するためにも、増額の原因となった警察との協議内容を内部書面として残すべきである。 | ① 関係機関協議等の記録を文書で残すために、協議記録様式を作成したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |
| 42 | I. 道路工事 10. 印旛地域整備センター (3) 四街道駅前大日線 | 千葉県と請負者以外の第三者との打ち合わせにつき、書面が残っていない。 設計変更につながるような第三者との打ち合わせについては、報告書等書面に残すべきである。 | ① 関係機関協議等の記録を文書で残すために、協議記録様式を作成したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |

道路事業に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|----|---|--|---|
| 43 | I. 道路工事 10. 印旛地域整備センター (4) 八街神門線 | JRでは、設計から工事発注、完成検査までを一括して受託するが、工事完成後JRから請求書が発行されるのみであり、入札の状況や請負代金等の情報は、千葉県に対し開示されない。 (共通の問題点) (3) に同じ。 | ① 申し合わせ事項に則り透明性の確保に努めることを徹底し、鉄道事業者との協議記録を文書で残すため、協議記録様式を作成したところである。 ② 透明性確保のための協定書への記述の再確認することを、所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、鉄道事業者発注工事の透明性確保に努めていく。 |
| 44 | I. 道路工事 11. 印旛地域整備センター成田整備事務所 (2) 成田松尾線 | 工事の金額増額変更を行ったならば、その変更理由を具体的かつ客観的に記載する必要がある。そして、当該理由が合理的なものであることを検証する必要がある。 金額変更の理由は、変更理由書に具体的に記載すべきである。 | ① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |
| 45 | I. 道路工事 11. 印旛地域整備センター成田整備事務所 (3) 成田小見川鹿島港線 | 県の資産管理の観点から供用できない2車線分についての道路の管理簿の整備をされたい。 | ① 供用されない2車線道路について、本庁と出先機関で情報を共有できる管理台帳を作成したところである。 ② 今後、管理台帳により資産管理の観点から管理していく。 |
| 46 | I. 道路工事 11. 印旛地域整備センター成田整備事務所 (4) 国道295号 | 本件について実際は対応済みとのことであるが、工事打合せ簿は何らかの問題があった時にどのように対応したのかを示す貴重な記録であるため、適切に残すよう徹底されたい。 | ① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |
| 47 | I. 道路工事 11. 印旛地域整備センター成田整備事務所 (4) 国道295号 | 立会確認日の記入については立会を実施した証拠にもなるものであり、適宜記入をするよう徹底されたい。 | ① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |
| 48 | I. 道路工事 11. 印旛地域整備センター成田整備事務所 (4) 国道295号 | 一定レベルの適切な監督を実施するためにチェックリストを作成するよう徹底されたい。 | ① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |

道路事業に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|----|---|--|--|
| 49 | I. 道路工事 11. 印旛地域整備センター成田整備事務所 (5) 成田松尾線 1) 管理用道路工その1 | 平成21年2月5日の事業年度末の契約であり、工事期間からみれば平成21年度への繰越を前提としている。いかに単年度主義とはいえ、かかる契約は本来の工期に応じて書類を作成すべきである。 たとえば、契約書に添付される工程表の「道路土工・掘削工」は当初で約5日であるが、変更後は約20日になっている。 (共通の問題点) (1) に同じ。 | ① 執行状況を適宜把握し、発注時点で適正工期が確保されないと判断された工事については、各議会で繰越承認を得た後に適正工期を確保し発注することとしたところである。 ② また、年度内での適正工期を確保した発注に努めることを所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書で通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、適切な契約が実施されるよう努めていく。 |
| 50 | I. 道路工事 11. 印旛地域整備センター成田整備事務所 (5) 成田松尾線 2) 管理用道路工その2 | 調整池への旧道からの導入路について、町との協議の結果、池の管理のための管理用道路として舗装道路を追加したものであるが、町との協議文書がない。 工事対象の選定について、公正・公平を期するためにも、正式な記録と決裁の手続きを実施すべきである。 | ① 関係機関協議等の記録を文書で残すために、協議記録様式を作成したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |
| 51 | I. 道路工事 12. 長生地域整備センター (1) 国道409号 | 千葉県と道路公社との定期的な打合せについては、当該打合せにより何らかの意思決定がなされていない場合でも、打合せ議事録等による文書記録を残しておくべきである。 | ① 関係機関協議等の記録を文書で残すために、協議記録様式を作成したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |
| 52 | I. 道路工事 12. 長生地域整備センター (2) 五井本納線 | 関係書類（引渡書類）については、施工計画書、出来形調書、写真帳と記載されており、CD-ROMによる工事電子データは正式な引渡書類である。 引渡書類については、納品されているかを確認し、また、納品されていない事実が判明したならば、速やかに納品させ、保管すべきである。 | ① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |

道路事業に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|----|---|---|--|
| 53 | I. 道路工事 12. 長生地域整備センター (2) 五井本納線 | 千葉県と道路公社との定期的な打合せについては、当該打合せにより何らかの意思決定がなされていない場合でも、打合せ議事録等による文書記録を残しておくべきである。 | ① 関係機関協議等の記録を文書で残すために、協議記録様式を作成したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |
| 54 | I. 道路工事 12. 長生地域整備センター (3) 茂原環状線 | 工期が当初平成20年2月9日から平成20年3月25日であったが、平成20年2月9日から平成20年6月30日に変更になった。 当該変更理由について、工期が3ヵ月伸びたのに、伺い書等で具体的な変更理由の記載がなされていない。 (共通の問題点) (1) に同じ。 | ① 執行状況を適宜把握し、発注時点で適正工期が確保されないと判断された工事については、各議会で繰越承認を得た後に適正工期を確保し発注することとしたところである。 ② また、年度内での適正工期を確保した発注に努めることを所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書で通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、適切な契約が実施されるよう努めていく。 |
| 55 | I. 道路工事 12. 長生地域整備センター (4) 茂原白子線 1) 市場橋左岸下部工及び上部工 | 上部工は当初の契約期間を平成20年3月17日から平成20年3月25日と形式的に設定し、工程表も作成している。 工事期間から見れば平成20年度への繰り越しを前提としている。いかに単年度主義とはいえ、係る契約は本来の工期に応じて書類を作成すべきであり、契約書に添付される工程表は事実と合致しない文書である。 (共通の問題点) (1) に同じ。 | ① 執行状況を適宜把握し、発注時点で適正工期が確保されないと判断された工事については、各議会で繰越承認を得た後に適正工期を確保し発注することとしたところである。 ② また、年度内での適正工期を確保した発注に努めることを所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書で通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、適切な契約が実施されるよう努めていく。 |
| 56 | I. 道路工事 13. 北千葉道路建設事務所 (1) 国道464号 1) 成田高速鉄道との並行道路としての協定と費用負担について | 工事の変更に際し、協定に基づき成田高速鉄道アクセス(株)と協議を行っているものの、その協議過程が書面で残っていない。 協定に基づいた協議について、変更協定書の締結関係資料として添付し、決裁されたい。 | ① 関係機関協議等の記録を文書で残すために、協議記録様式を作成したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |

道路事業に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|----|---|--|--|
| 57 | I. 道路工事 13. 北千葉道路建設事務所 (1) 国道464号 2) (仮称)印旛捷水路橋上り線P6橋脚 | 建設工事請負契約書の工期は、平成20年2月23日から平成20年3月25日となっており、準備工から片付けまでの工事工程表もこの期間で作成している。 単年度予算主義からこのような当初の文書になっている。 (共通の問題点) (1)に同じ。 | ① 執行状況を適宜把握し、発注時点で適正工期が確保されないと判断された工事については、各議会で繰越承認を得た後に適正工期を確保し発注することとしたところである。 ② また、年度内での適正工期を確保した発注に努めることを所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書で通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、適切な契約が実施されるよう努めていく。 |
| 58 | I. 道路工事 13. 北千葉道路建設事務所 (1) 国道464号 3) 国道改築工事切り直し道路復旧工事 | 各管理者との協議等を適切に実施して当初設計を作成し、極力設計変更が生じないように改善されたい。 | ① 関係機関協議、地元調整は工事発注前に十分実施することを徹底し、「工事執行時チェックシート」で確認することとしたところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、事業の適正な執行に努めていく。 |
| 59 | I. 道路工事 13. 北千葉道路建設事務所 (1) 国道464号 4) 地盤改良工(成田市押畑) | 変更設計書の本工事費内訳表では、杭の本数は318本と一致しているが、長さの変更は7.65mから19.93mとなっており、変更理由の長さも異なっている。 変更理由については、工事費の金額変更と関係するため適切な記載が望まれる。 | ① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後とも、文書管理の適正化に努めていく。 |
| 60 | I. 道路工事 13. 北千葉道路建設事務所 (1) 国道464号 4) 地盤改良工(成田市押畑) | 工事着手後に近隣住民から仮囲いの要望に対応するため、新たな工種が計上されている。 工事発注前に判りやすい工事内容等を示した資料により、地元周知を実施されたい。 | ① 関係機関協議、地元調整は工事発注前に十分実施することを徹底し、「工事執行時チェックシート」で確認することとしたところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、事業の適正な執行に努めていく。 |
| 61 | I. 道路工事 13. 北千葉道路建設事務所 (2) 国道464号 | 件名別事業管理台帳は、事業管理上必要なものなので、必ず作成保管し、本庁と共に建設事務所でも工事状況を速やかに把握できる連絡体制を確保されたい。 | ① 件名別事業管理台帳（工事台帳）の整理をより徹底し、併せて本庁、出先機関で共有し事業管理を行うこととしたところである。 ② 出先機関作成の件名別事業管理台帳（工事台帳）を、適宜本庁に提出し簿冊管理する事で、工事状況を速やかに把握できる連絡体制を確保していく。 |

道路事業に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|----|---|---|---|
| 62 | I. 道路工事 13. 北千葉道路建設事務所 (2) 国道464号 | 環境保全で必要な工事としても有効に効率的に実施することが要請されるため、盛土の工事の経緯について、関係資料を決裁手続の添付資料とする必要がある。 | ① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |
| 63 | I. 道路工事 13. 北千葉道路建設事務所 (2) 国道464号 | 将来的には、環境に対する支出コストとプラス効果の対比の数値化が望ましいが、当面は、工事の効果を確認する方法として、環境アセスに基づく湿地性鳥類の生息状況の調査が望まれる。 | ① 湿地性鳥類の生息状況の調査は、環境アセスに基づき工事着手時から実施している。 ② 今後も、環境アセスに基づき対象種の生息が安定的に確認されるまで、毎年継続して実施していく。 |
| 64 | II. 個別の課題 7. 道路用地 (1) 道路用地(長期滞留) 3) 結論 | 路線ごとの用地の取得状況は毎年度ごとに把握はしているものの、部内にまとまった形での年度ごとの長期未着工用地に関する分析検討資料が無いようである。 これでは、道路事業について、用地の面で管理が合理的になされていると、県民にいうことが難しい。早急に、改善されたい。 | ① 長期未着工用地について、本庁と出先機関で情報を共有できる管理台帳を作成したところである。 ② 今後、管理台帳により合理的な管理を行い、道路建設の必要性のチェックを実施していく。 |
| 65 | II. 個別の課題 7. 道路用地 (2) 残地 3) 結論 | 県は少なくとも検討対象の残地に関して、実質的に年度単位での会計的管理は特段何もしていない状況にある。 残地を適切に管理し、処分可能な残地については、普通財産に移行させ、早期に処分することを視野に入れて検討されたい。 | ① 売却可能な土地について、本庁と出先機関で情報を共有できる残地管理台帳を作成し作成したところである。 ② 今後は、残地を普通財産に移行し、規模の大きい土地等から順次、残地の処分を図っていく。 |

道路事業に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|----|--|---|--|
| 66 | I. 道路工事 11. 印旛地域整備センター成田整備事務所 (4) 国道295号 | 今後、飛行回数22万回運用、北千葉道路の整備等により、国道295号の交通量の回復が期待されることから、更なる利用促進策と経費削減策により、スマートICの採算性の確保に努められたい。 | 採算の確保に向け、開設当初より広く利用者に周知を図るべく、ポスター・チラシ、横断幕、テレビ、ラジオ等による広報・PR活動を実施しているところであり、利用台数も増加傾向にある。また、地元市、商工会を含む関係機関で構成している地区協議会の中で経費削減策についても検討をしているところである。 |
| 67 | II. 個別の課題 1. アクアラインの社会実験 (8) 今後の課題と意見 | 首都圏全体としての連携を図り、国策としての料金引き下げを実現するために、尽力すべきである。 | 本年5月に開催された九都県市首脳会議や関東地方知事会議において、「東京湾アクアラインの国策としての料金引下げについて」を全会一致で決議し、国へ要望したところである。今後も、首都圏全体としての連携を図り、国策による恒久的な料金引下げの実現に向け、国へ強く働きかけていく。 |
| 68 | II. 個別の課題 2. 有料道路の無料開放 (3) 結論 | 千葉県道路公社と本来道路管理者である千葉県では、無料開放に伴う引き継ぎに向け、協議を行い、引き継ぎ書に基づき処理を行っているが、今後、アセット・マネジメントのための資産状況把握や資産分析を行うためにも、帰属を受けた資産について、その内訳の把握ができるよう資産に関する資料も引き継ぎを行なうよう検討されたい。 | 意見として受けた20年度に無料開放された勝浦有料道路及び松戸橋有料道路の資産に関する資料については、千葉県道路公社から引継ぎを受けたところである。また、今後の有料道路の無料開放においても、これら資料を引き継ぐこととする。 |
| 69 | II. 個別の課題 3. 直轄負担金 (4) 国の直轄負担金についての開示の状況 | 県は、金額の照合を行なっているが、負担費用の内容、費用配分比率等について妥当な配分基準であるか否かを検討するために、必要な資料について国に開示を要求していくべきである。 | 意見として受けた業務取扱費に関する負担費用の内容、費用配分比率等については、全国知事会による働きかけの結果、国は平成22年1月に直轄事業負担金制度の廃止に向けた工程表を公表し、平成22年度から業務取扱費を全廃することが示された。 |
| 70 | II. 個別の課題 3. 直轄負担金 (4) 国の直轄負担金についての開示の状況 | 国の事業へ県の意見が反映され、維持管理費の負担における国と県との不均衡について解消されるように、全国知事会あるいは他の自治体とともに、国に対して求めていくべきである。 | 全国知事会による働きかけの結果、国は平成22年1月に直轄事業負担金制度の廃止に向けた工程表を公表し、維持管理に係る負担金制度を廃止する法案を次期通常国会に提出することが示された。 平成22年4月1日から「国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律」が施行となり、平成22年度は、経過措置として、維持管理のうち特定の事業に要する費用については徴収し、平成23年度には維持管理費負担金が全廃されることとなった。 |

道路事業に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|----|--|--|---|
| 71 | I. 道路工事 3. 千葉地域整備センター 市原整備事務所 (3) 五井本納線 | 平成15年6月26日の市会議員の要望については、口頭による要望であり、正式の要望打合せ報告にはなっていない。 住民等の要望については、それらの要望の妥当性・公平性を確保し、実際の道路整備計画に反映させるため、正式な受理記録として決裁を受けるようにされたい。 | ① 地元要望事項等の記録を文書で残すため、要望事項等記録様式を作成したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |
| 72 | I. 道路工事 3. 千葉地域整備センター 市原整備事務所 (4) 国道297号 1) 交通安全施設整備事業(その1) | 当初設計の段階で路盤工及びフィルター層工事353㎡の必要性はわかっており、積算の内容に加えるべきであった。 当初設計に当たり、適切な設計積算を実施し、このような設計変更の防止に努められたい。 | ① 事前調査不足による設計変更等をなくすために、事前の現地調査を可能な限り実施し合理的な計画を作成することを徹底したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、事業の適正な執行に努めていく。 |
| 73 | I. 道路工事 5. 東葛飾地域整備センター 柏整備事務所 (6) 我孫子流山自転車道線・3工区 | 契約のうち、平成20年3月21日に契約を締結したものは、工期が平成20年3月22日から平成20年3月25日までの契約である。その後、契約は工期が2回延長されており、最終的に平成21年3月25日に完成している。 県の事業年度の関係上、3月末日までを期限とする契約を締結したものであるが、自転車道の整備について3日を工期とする契約はあまりにも現実離れしている。 (共通の問題点) (1) に同じ。 | ① 執行状況を適宜把握し、発注時点で適正工期が確保されないかと判断された工事については、各議会で繰越承認を得た後に適正工期を確保し発注することとしたところである。 ② また、年度内での適正工期を確保した発注に努めることを所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書で通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、適切な契約が実施されるよう努めていく。 |
| 74 | I. 道路工事 7. 香取地域整備センター (4) 成田小見川鹿島港線 | 今後の工事に資するため、いたずらに工期が延長しないように、埋蔵文化財調査との協議、片側交通等における警察との協議等について円滑な手続きを検討されたい。 | ① 関係機関との連絡調整を密に行うことを徹底し、「工事執行時チェックシート」で確認することとしたところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、事業の適正な執行に努めていく。 |

道路事業に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|----|---|--|--|
| 75 | I. 道路工事 8. 君津地域整備センター (4) 国道465号 1) 富士見橋 耐震補強工事 | 橋梁の補修保全工事は、少ない財源のなかで、早期に実施していかなければならない道路補修事業ではあるが、予算の余剰を他の工事に流用する場合の内部決裁等の記録文書を適切に備置すべきである。 | ① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |
| 76 | I. 道路工事 9. 東葛飾地域整備センター (3) 舗装道路修繕事業 (鎌ヶ谷市中佐津間外) 1) 舗装道路修繕 | 効果測定についてはより慎重に行うべきと思われる。しかし、請負業者の効果測定は施工前と施工後の調査時点で、大型車交通量や振動測定器などの条件が大きく異なっている。同じような状況下で調査を行わないと実際の程度効果があるのかわかりかねる点があるため、できる限り施工前に行った調査時点と近い状況下で施工後の調査を行うべきである。 | ① 施工前に行った調査時点と近い状況下で施工後の調査を行うこととし、2年目の追跡調査を同じ場所・時期・測定器で行った。 ② 測定結果は、振動発生回数が多くなっているが、振動レベルはほとんど変わらず、要請限度内に納まっている。 ③ 試験施工の場合は、できる限り施工前に行った調査時点と近い状況下で施工後の調査を行うよう関係出先機関に文書で通知し、より一層の徹底を図った。 |
| 77 | I. 道路工事 9. 東葛飾地域整備センター (3) 舗装道路修繕事業 (鎌ヶ谷市中佐津間外) 2) 舗装道路修繕 | 口頭による要望であり、当該要望を記録している書類は見当たらなかった。 地元住民の要望について、要望書等を作成し保管することが大切である。 | ① 地元要望事項等の記録を文書で残すため、要望事項等記録様式を作成したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |
| 78 | I. 道路工事 10. 印旛地域整備センター (5) 国道296号 1) 平成19年度繰越 | 警察の道路使用許可条件の交通誘導員増加を指示された打合せの記録がない。 警察の道路使用許可条件についての理由を明瞭に記載し、今後の工事監理・設計等に役立てられたい。 | ① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |
| 79 | I. 道路工事 10. 印旛地域整備センター (6) 国道464号 1) 交通安全施設整備工事(車両感知器移設工) | 千葉県と第三者との打合せについても、報告書等の資料を作成し、補完すべきである。 また、それが設計変更もしくは追加工事になるような案件であれば、工事関係資料として保存すべきである。 | ① 関係機関協議等の記録を文書で残すために、協議記録様式を作成したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |

道路事業に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|----|--|---|---|
| 80 | I. 道路工事 10. 印旛地域整備センター (7) 佐倉印西線 1) 地方道路交付金工事 | 工事打合せ簿に、日付が入っていない。設計変更に関する請負者からの発議年月日、処理・回答の発注者欄ともに日付が記載されていなかった。 工事打合せ簿等、工事に関連する書類については日付を正確に記入すべきである。特に設計変更にかかわるものは、金額の変動をもたらすものが多いので、工事打合せ簿の作成には十分注意すべきである。 | ① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。 |

道路事業に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|----|--|--|---|
| 81 | I. 道路工事 12. 長生地域整備センター (3) 茂原環状線 | 施工プロセスチェックリストは、該当がない場合は項目に何もチェックをいれないことになっている。これでは、該当がないのか、もしくは単なるチェック漏れなのかが客観的に明らかにならない。 該当がないのかチェック漏れなのかを明確にされたい。 | H22年5月21日実施の出先機関の検査監を対象とした検査監研修において、「施工プロセス」のチェックリストの記入例を配布し説明したところであり、11月1日開催予定の監督員等を対象とした専門（I）研修においても説明することとしているなど、機会がある毎に周知を図っている。 |

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|----|----------------|--|--|
| 82 | 農業会議補助金 | 補助対象となっている千葉県農業会議の職員のうち、1名は県を定年退職後に千葉県農業会議の事務局長に任期2年として就任している。ここで、事務局長というポストを、任期2年間という短期間で中長期的観点に立った職務を遂行できるかについて疑問が残る。事務局長については、事務の滞りがないように、任期の見直しなどの対策を検討すべきことが望まれる。 | 従来の就任期間は1～4年であるが、中長期的観点に立った職務遂行ができるよう、今後も、団体との連携を密にし、事務局長交代時に事務が円滑に進むよう努めていく。 |
| 83 | 農業近代化資金利子補給 | 上述のように、千葉県は税金を用いて利子補給事業を行っていることから、農業者等に対し指導を行い、貸付金の約定どおりの返済を促す責任があると考えられる。利子補給事業が適切になされていることを確認するために、千葉県から農業者等に対しよりいっそう指導を行うとともに、農業者等から稼動日報を入手する等の指導証跡を残されたい。 | 貸付書類の確認及び現地調査を実施する貸付後調査を行うことにより、事業が適切に行われているか確認し、指導を行った。次年度からは、調査対象を拡大し、貸付後調査を行う予定である。 |
| 84 | 農業経営基盤強化資金利子補給 | 必要がある場合には、サンプリング等により、貸付が適正に行われたかということを確認することは重要である。これにより、補助金の効果を把握することができ、時には補助取り消しといったことが可能となるからである。そこで、千葉県農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金交付要綱に記載があるとおり、必要に応じて融資機関に対し調査・報告を求めることが望ましい。また、千葉県は特別融資制度推進会議の構成員になってはいるものの、その審議結果は上述のとおり重要な資料であることから、千葉県は全ての審議結果の報告書を入手されたい。 | 補助金の効果の把握を検討し、また、特別融資制度推進会議の結果については報告を受けているところである。平成22年度からは、必要に応じて融資機関に対し調査・報告を求めることとし、全ての推進会議の審議結果を入手することとする。 |

平成20年度包括外部監査

[団体指導課]

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|----|-------------|---|---|
| 85 | 漁業近代化資金利子補給 | <p>貸付が適切に行われ、目的通りに使用されたかという貸付実行時の確認のみならず、千葉県が貸倒リスクを負担していないとはいえ、利子補給を行う前提条件として貸付金自体が計画通りに回収される必要がある。ここで、利子補給期間及び貸付金の回収は長期間にわたるために継続的な経営指導が必要になるといえる。</p> <p>千葉県として、利子補給責任を負う以上、金融機関ともども継続的に経営指導を行うことが望ましいといえる。</p> | <p>貸付者の経営状況を把握するため、水揚げの状況等を継続的に調査しているところである。今後とも金融機関と協力し、計画通りの回収が行われるよう、経営状況について注視していく。</p> |

平成20年度包括外部監査

[生産販売振興課]

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|----|----------------------------|--|--|
| 86 | 千産全消販売促進対策事業補助金 | 公募形式をとる以上、広く一般的に募集をかけていることを周知させるべきで、そうすることで、様々なアイデアが集まるし、募集をかけていること自体が宣伝効果になり、販売促進につながる。そのため、広く一般募集をかけていることを周知させる方法を模索すべきと思われる。 また、販売促進事業である以上、販売実績の推移を分析する等の効果測定を実施されたい。 | 平成21年度分の補助金から対応した（7月9日日本農業新聞に掲載）。 事業効果については、平成21年度分の補助金から対応した（運用の中で実施）。 |
| 87 | 千葉県米需給調整円滑化事業補助金 | 確認内容を把握できるように、各農林振興センターが確認した明細書の写しを添付すべきである。 | 平成20年度分より明細書を添付するよう各農林振興センターへ通達済み。 |
| 88 | 「ふさこがね」生産販売促進対策事業補助金 | 事業費の総額を記載し、事業費の内訳を把握すべきであった。また、現在は義務付けされていないものの、確認内容を把握できるように確認した事項についての明細を記載したものを添付すべきである。 | 平成19年度分の確認作業を実施済み。 （平成19年度をもって事業廃止） |
| 89 | 「ちばエコ農業」産地拡大スピードアップ支援事業補助金 | ちばエコ農産物生産拡大につながる活動についての補助金なので、生産拡大については把握すべきである。 | 平成21年度分の補助金から対応した（4月1日付け要領改正済み）。 |
| 90 | 「ちばエコ農業」産地拡大スピードアップ支援事業補助金 | 事業で導入した機械・資材の確認及び事業実施直後の面積拡大は把握しているものの、その後の定着度や取り組んだ技術の他産地への波及効果などを把握しておらず、長期的に生産が拡大されているかどうかについて詳しく把握していない。ちばエコ農産物の生産面積の経時的変化を把握するなどの手法により、補助金の効果測定を実施されたい。 | 平成21年度分の補助金から対応した（4月1日付け要領改正済み）。 |
| 91 | 千葉県野菜生産出荷安定資金造成事業補助金 | 今日における環境変化はめまぐるしいものがある。そのため、農畜産業振興機構が3年おきに平均価格を見直す際には、最新のデータを用いて平均価格を算定するように千葉県は提言されたい。 | 関東農政局に平成21年9月提言済み。 |

平成20年度包括外部監査

[担い手支援課]

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|----|------------------|---|----------------------------------|
| 92 | 担い手農地集積高度化促進事業 | コピー代等のような共通費について、あくまで実績報告書の費用は適切な配分基準によって作成すべきものであるため、費用配分方法の見直しを検討されたい。 | 20年度分の補助金交付から対応した（配分方法の見直し）。 |
| 93 | 農地保有合理化促進対策事業補助金 | 経費補助金については、その実績報告書の報告期限は年度末になっているが、その実績把握の算定のための一定の期間が必要であるため、実績報告書の提出の日を年度末から出納閉鎖期間内に変更するべく、要綱の見直しをされたい。 | 21年度分の補助金交付から対応した（4月6日付け要綱改正済）。 |
| 94 | 企業等農業参入支援事業補助金 | 評価の指針は、定まっていないが、生産額、雇用者数等の増加額と補助金との比率等による評価方法を検討のうえ策定されたい。 | 21年度分の補助金交付から対応した（6月30日付け要領改正済）。 |
| 95 | 経営構造対策推進事業交付金 | 本来、共通費は、費用の発生と比例する基準で各事業に配分するものであり、補助金と個別費用の差額を充当するものではない。 共通費について、この発生に応じた配分基準を定め、この基準によって事業別の実績費用を算定されたい。 これによって精算額が生じた場合には、要綱による手続きに準拠して適切に処理されたい。 | 20年度分の補助金交付から対応した（配分方法の見直し）。 |

平成20年度包括外部監査

[耕地課]

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|----|--------------------|--|---|
| 96 | 団体営災害復旧事業補助金 | 市町村の立替期間ができるだけ短期となるよう、県は国に対し災害復旧事業について迅速に補助金が交付されるよう要望されたい。 | 平成18・19年災については既に完済されている。今後、災害が発生した場合には、当該年度に年度内出来高相当（概算払い可能額）の交付を要望した（平成21年災対応済）。 |
| 97 | 土地改良施設維持管理適正化事業補助金 | (1) 水利施設は農業生産に不可欠であり、農業生産の基盤として重要な施設である。 財政上の制約があることから補修要望額の50%から60%しか事業実施できないなかでは、事前の適切な機能診断を誤ればより甚大なコストをもたらすおそれがあるので、機能診断の前提となる、施設別の機能・補修履歴・稼動履歴等のデータベースを作成されたい。 基金造成の構図は、補助金の枠組みで機能している制度であるので、変更処理の仕方を検討されたい。 | 国の補助事業（食料供給基盤保全管理対策支援事業 H21年度採択）を活用して県土連がデータベースを作成することとし、県もこれに協力することとした。 また、事業内容に変更があった場合には、県土連から県へ変更通知がなされるよう、H21.6.29日付けで文書指導を行った。 |
| | | (3) 基金の運用収入についても国にあわせて返金するように要請するか、基金への算入を要請するかを検討されたい。 | H21.6.29日付けで、運用益については、資金の管理運用に要する経費に使用し、適正な管理がなされるよう文書指導を行った。 |
| 98 | 土地改良施設維持管理適正化事業補助金 | (2) 諸々の事由で工事实施の変更が生ずる状況に対する調整努力をおこなっているが、補助金の交付者である県にも変更通知があるべきである。 県土連の実績報告書は、基金造成の補助金の県からの受入と全土連へ抛出のみの記載であるので、この確認検査は収支の確認について一行で済むと思料される。しかし、本来、実績報告書は、実施事業についての報告書であるべきなので、年度内の実施工事件数・工事箇所・工事金額及び工事实施契約の適否等と県土連の検査記録の是非等も含めて確認検査書類とするように、補助金の申請書・実績報告書の内容を改められたい。 | 事業内容に変更があった場合には、県土連から県へ変更通知がなされるよう、H21.6.29日付けで文書指導を行った。 また、確認検査に当たっては、詳細な実施内容を具体的に確認することとした。 |

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|---------------------|--|--|
| 99 | 水土保持強化対策事業補助金 | 補助金の実績報告書は、会計年度末までに提出することになっており、かつ、この中で精算額を算定することになっている。 一般に、経費とその配分計算は、本団体のように多数の事業を実施している場合、一定の決算書作成期間の結果確定するものである。経費補助金の実績報告書を平成20年3月31日までに提出するには、相当の数値集計体制を具備し、準備しなければならない。 実績額の把握には十分に留意し、また、実績額が補助金額を上回った場合、実績計算書に実績額を記載するように検討されたい。 | 実績額が補助金額を上回った場合、実績計算書に実績額を記載することとした（平成20年度対応済）。 |
| 100 | 国営造成施設管理体制整備促進事業補助金 | 県の負担がない補助金（支援事業）であるが、補助金の目的にそった地域住民の参画活動は不十分であるので、目標・活動・評価等について検討を行い、また農業水利施設等のもつ多面的機能効果を測定し、もって地域住民の参画に努力されたい。 | 今までの取組み活動等を検討し、自治会等との話し合いによる協定を締結し地域住民等と共同活動を実施した。また、多面的機能の効果を測定し、一層の住民参加の推進を図っていく（協定締結達成数22件）。 |
| 101 | 土地改良施設維持管理費補助金 | 補助金交付要綱により予算の範囲内としているが、個別経費の把握をおこなったうえで、共通費の費用配分をおこなって、経費を算定するように指導すべきである。 履行確認は年度末までに行うとしても、改良区の決算整理における共通費の費用配分手続きを考慮し、実績費用に基づく実績報告書の作成のために実績報告書の提出日について検討されたい。 | H21年度交付申請時より、経費の把握内容及び交付申請書の内容を改善させた。また、地方自治法施行令第143条第1項第4号により、年度内検査が必要であることから、実績報告についても年度内の提出とすることとした。 【歳出の会計年度区分】 地方自治法施行令第143条第1項第4号：相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日（履行を確認した日）の属する年度 |
| 102 | 北総中央用水土地改良区運営費補助金 | 同意者の拡大に努力する一方で、受益が発生し、土地改良区が賦課金を徴収できるよう早期の県営事業着手に尽力されたい。 | 引き続きモデル地区を設定するなどの事業推進を図っている（H21. 10. 21八街市及び山武市域において、新たに約23haのモデル地区（経営実証圃）の設定を行った。）。 |

平成20年度包括外部監査

[耕地課]

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|--------------------------------------|---|--|
| 103 | 経営体育成基盤整備事業（農業経営高度化支援事業（調査・調整事業））補助金 | 少額であるとはいえ、申請書と実績報告書の差異については、その理由を記載すべきである。また、パソコンについては、その専用利用の理由を記載すべきである。 | 申請書と実績報告書の差異理由、また専用利用理由記載について文書にて指導（H21. 2. 17付け事務連絡）。 |
| 104 | 県道橋梁架替負担金 | 補償費の算定は事前には困難とも考えられるが、本来基本協定の段階で考慮すべきものであり、事前に十分な検討をおこなわれない。 | H21. 7. 1「平成21年度水利事業担当者会議」及びH21. 7. 14「定例基盤整備部長会議」で周知徹底を図った。 |
| 105 | 一之分目揚排水機場管理費負担金 | 施設維持管理費の発生構造と負担比率について、所管部局と協議されたい。 | 維持管理費の負担比率の見直しについて平成21年6月に関係部局と協議を行った。 |
| 106 | 水資源機構施設管理費負担金（用水施設管理費負担金） | 県は、実績に基づく割掛率算定表による精算をするよう要請された。 | H21. 6. 12 水資源機構に要請済。 |
| 107 | 直轄事業負担金 | 水資源機構の金利6. 5%の負担金である霞ヶ浦開発施設（平成7年度完成）及び利根川河口堰（昭和45年度完成）については、繰上償還を実施したか、繰上償還を検討中であるが、なお、一層の負担軽減に尽力されたい。 | 一部繰り上げ償還の財政課協議を行うなど、引き続き負担軽減を継続中である。 |
| 108 | 道路新設改良負担金 | 同じ県内の部局間の負担金であり最終年度に精算するにしても、予算の性格上、各年度において協定書に基づいた負担率で計上すべきである。 また、県は市町村に農道を移管するにあたって、農道台帳の整備を指導されたい。 | 負担率による予算執行を指導し、完了地区では台帳整備を指導した（6/24、8/7会議時）。 |
| 109 | 経営体育成促進事業（高生産性農業集積促進事業）交付金 | 農業経営の規模の拡大は、安定的農業生産の拡大を目標としているゆえに、ハード事業完了後の生産高・農業所得の増加については、事後評価制度の中で追跡することが重要である。 | H21. 7. 14「平成21年度農業農村整備事業事後評価担当者会議」で、事後評価時に追跡評価することとした（判定表「投資効率」の事項で評価）。 |

平成20年度包括外部監査

[耕地課]

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|--------------------------|--|---|
| 110 | 経営体育成促進事業（土地利用調整支援事業）交付金 | 土地利用調整活動として、農家意向調査延べ5日、農地流動化調整延べ20日、土地利用推進活動として事業推進検討会を延べ26日おこなっているが、これらに要する費用を抽出することは困難であるとはいえ、申請額100万円に合わせて実績報告書を作成するのではなく、実際の費用を集計報告し、精算すべきである。 | 実績報告書の様式を精算額、実施額が確認できるよう改善した（H21. 2. 17付け事務連絡）。 |

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|---------------------------------------|--|---|
| 111 | 中山間ふるさと・水と土保全対策事業補助金 | 実績報告書について、実際額の明細書を記載するようにし、収入・支出額には申請額と同額ではなく、実際額を記載し、申請額との比較をおこなう形式に改めるように検討されたい。 | <ul style="list-style-type: none"> 明細を明記する。 端数調整はせず。実際金額を記載。 |
| 112 | 農業集落排水事業補助金 | 効果については、人口のみならずCOD（化学的酸素要求量）等の推定値を採用しているが、事前と事後の比較することは比較的容易である。 よって、たとえば、流入人口について、470人で137戸と推定されているが、工事完了後一定の期間経過後に数値を実際に測定し、計画時の事前評価の数値と完了後の事後の数値を比較し、費用対効果分析の事後分析方法について検討されたい。 | <ul style="list-style-type: none"> 事業完了5年経過した市町村で事後評価を実施。 COD等を事後に測定し比較する方法とする。 |
| 113 | 農村振興総合整備事業補助金 | 実績報告書における、実際の数値の記載方法を検討されたい。事後の補助金の効果については、数値目標との比較のみならず、費用対効果分析における、計画時の事前の数値と事後の統計値その他の入手しうるデータによる事後の数値の比較することにより、費用対効果分析の事後分析方法について検討されたい。 | <ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体に備考欄へ単費分の記入を指示。 事後評価分析に際しデータを用いた時点修正を行う。 |
| 114 | 中山間地域等直接支払交付金 | 県もこの交付金の交付目的が達成されているかの確認検査を実施し、この交付金の有効性を確かめられたい。 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村が実施状況を確認後、県が確認検査を実施。 |
| 115 | 基盤整備促進事業（農山漁村活性化プロジェクト支援）交付金（市町村へ交付分） | 現場出来高については、主な関係書類と検査方法を、経理については主な経理関係諸帳簿と検査方法を記載する等、記載内容について見直し、検査所見の結論にいたる内容となるように、検査復命書の記載方法を改められたい。 | <ul style="list-style-type: none"> 検査復命について、抽出検査箇所の記入をする等具体的に記載するよう通知。 |

平成20年度包括外部監査

[農村振興課]

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|---|---|--|
| 116 | <p>基盤整備促進事業 （農山漁村活性化プロジェクト支援）交付金（市町村以外へ交付分）</p> | <p>現場出来高については、主な関係書類と検査方法を、経理については主な経理関係諸帳簿と検査方法を記載する等、記載内容について見直し、検査所見の結論にいたる内容となるように、検査復命書の記載方法を改められたい。</p> | <p>・検査復命について、抽出検査箇所の記入をする等具体的に記載するよう通知。</p> |
| 117 | <p>農地・水・環境保全向上対策交付金</p> | <p>このように繰越残高の割合が多い場合は、その理由と5年間での使用予定の内容等を記載するようにされたい。収支実績報告書の基礎となる支出内容については、日当は日報と対応した日当の領収とサインを要求すること、他の支出については、領収書等に証憑番号を付して、収支記録簿にNOを転記することなど、適切な書類整理を指導されたい。</p> <p>農水省では、実績報告は簡単なものを要求しており、千葉県は特に作業写真整理帳の添付を要請しているが、活動内容や目的等と対応するように記載内容について検討されたい。</p> <p>実績検査について、検査担当責任者と検査項目及びその結果を記載する一定の様式を作成されたい。</p> | <p>・市町村及び農林振興センターに対し、文書による指導・併せて説明会等を実施し書類の整理方法等について指導を実施。</p> |

平成20年度包括外部監査

[畜産課]

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|-----------------------------------|--|--|
| 118 | 畜産コンサルタント等設置事業補助金（地域畜産総合支援体制整備事業） | 県畜産協会として、県への報告、地方競馬全国協会への報告の同一事業費の数値は整合させるべきである。 | 平成22年度に要綱を改正し対応することとした。 |
| 119 | 畜産コンサルタント等設置事業補助金（地域畜産総合支援体制整備事業） | また本来、「畜産コンサルタント等設置事業」の性格が補助金対象とすべきものか、必要である場合は委託扱いとすべきでないか、という問題を含むものである。なぜなら、個別畜産農家に対する経営指導が必要とされる時、その実質的内容の効果を常にアップしていく方向で行うためには委託扱いのほうが、県の仕様による経営指導がより徹底されると考えるためである。 | 地方競馬全国協会（補助事業）との整合をさせるべく要綱の改正に合わせ、実施要領により事業効果の検証を図る。 |
| 120 | 放牧活用実証展示事業補助金（市町村） | 補助金の交付目的である牛の放牧による飼料畑として利用する耕畜連携の推進は、遊休農地を元の通常の米・畑への復帰は困難であるとしても、現実的には研究して展開することの余地は十分あるものと考えられる。今後の発展的検討課題とされる。 | 平成20年度より「放牧活用普及対策事業」として、さらなる放牧の利用推進を図っている。 |
| 121 | 放牧活用実証展示事業補助金（市町村以外） | 補助金の交付目的である牛の放牧による飼料畑として利用する耕畜連携の推進は、遊休農地を元の通常の米・畑への復帰は困難であるとしても、現実的には研究して展開することの余地は十分あるものと考えられる。今後の発展的検討課題とされる。 | 平成20年度より「放牧活用普及対策事業」として、さらなる放牧の利用推進を図っている。 |
| 122 | 県産豚肉知名度向上対策事業補助金（県産豚ブランド化推進事業） | 県畜産協会は、事業参加者負担分（199,840円）について平成19年度決算書の収支計算書上、事業費が199,840円計上不足となっている。県畜産協会は経費補助が明瞭になるよう収支計算書の計上を改める必要がある。 | 20年度分の補助金交付から対応した。 |
| 123 | さわやか畜産総合展開事業補助金 | 県は、補助金を交付している事業主体別に発酵舎や攪拌機等の機械設備の設置を確認するだけでなく、その後の稼働状況を数値化した成果報告を求めて、当初計画値と実績とを比較検討し、有効性の効果測定を所定フォームで文書化し実施すべきである。 | 稼働状況の報告については実施要領を改正（H21.4.1）し義務付け、これを基に効果測定を実施する。 |

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|--------------------------------------|---|---|
| 124 | 資源リサイクル畜産環境整備事業補助金 | <p>随意契約の理由書から、特殊施設にともなう業者の特定化は理解できるところであるが、今後については、なんらかの競争的要素を取り入れる工夫をされたい。</p> <p>また、効果測定について県は、補助金を交付している堆肥舎、発酵処理施設、浄化処理施設、堆肥散布機、堆肥積込機等の機械設備の設置の確認だけでなく、県として、その後の稼働状況を数値化した成果報告を求めて、当初計画値と実績とを比較検討し、有効性の効果測定を所定フォームで文書化して実施すべきである。</p> | <p>特殊な施設の契約方法についても、できるだけ競争性を取り入れるよう事業主体に要請した。</p> <p>効果測定については、事業実施後5年間の利用状況報告書等を基に実施する。</p> |
| 125 | たい肥利用促進集団育成支援事業補助金 | <p>県は、補助金を交付している事業主体別にマニアスプレッダ等の機械設備の設置の確認だけでなく、県として、その後の稼働状況及び利用拡大（化学肥料からのシフト）を数値化した成果報告を求めて、事業主体別に当初計画値と実績とを比較検討し、有効性の効果測定を所定フォームで文書化して実施すべきである。</p> | <p>化学肥料から堆肥への転換量などの把握は困難であるが、効果測定については、事業実施後5年間の実施状況報告書を基に実施する。</p> |
| 126 | 県産豚県内処理推進対策補助金（県産食肉の生産・流通拡大緊急対策事業関係） | <p>問題点で記載のように、県外出荷34万頭のなかでの2,400頭では畜産農家に対するメッセージとはなっても、実質的な変化への動きとしての力強さとなるレベルのものとは考えられない。</p> <p>県産豚の県内処理を本当に推進するには、計画的に、一定割合以上の変化を出す必要があるものとする。</p> | <p>県産豚の県内処理の推進は、県の施策として、本事業のほかに、食肉処理施設衛生対策強化事業、県産豚肉知名度向上対策事業などにより総合的に対応していく。</p> |
| 127 | 豚トレーサビリティ推進事業補助金 | <p>補助金の交付目的である、養豚生産者による豚トレーサビリティシステムの構築と定着化・普及拡大を推進して、豚肉における信頼の「千葉ブランド」の確立を達成するためには、未だ普及拡大ができていない現状であるので、将来に向けてトレーサビリティシステムを維持発展させるために、再度推進の練り直しを検討すべきであるとする。</p> <p>また、【問題点】記載の事業費について、人件費については、計上額の算定根拠の明瞭化、事務消耗品費については計上時期の根拠証憑の整備に努められたい。</p> | <p>平成19年度をもって事業は終了した。</p> <p>しかし、豚トレーサビリティ実施主体と連携しながら、県内生産者への普及拡大を引き続き推進することとし、今後同様の事業を実施する場合には、算定根拠の明瞭化・根拠証憑の整備を徹底することとした。</p> |

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|----------------------------------|--|---|
| 128 | オーエスキー病防疫対策事業補助金（自衛防疫自主管理強化対策事業） | 【問題点】記載の事項について県畜産協会は支出実績の把握において、事業推進費の計上額の算定根拠の明瞭化に努められたい。 | 本事業は20年度で事業が終了しているが、今後類似の事業を実施する場合は、算定根拠の明瞭化を徹底することとした。 |
| 129 | 自衛防疫推進事業補助金（自衛防疫自主管理強化対策事業） | 支出の内容は156,000円のうち、広報費が120,000円である。 広報費の120,000円は請求日付が平成20年3月31日であり、支払先が事務消耗品購入先で、現金払いであることを考慮すると計上時期、金額とも再検討の必要があるものと考ええる。 | 21年度より、広報発行の都度振り込みで処理をしている。 |
| 130 | 豚コレラ撲滅対策事業補助金（自衛防疫自主管理強化対策事業） | 県畜産協会の取りまとめ事務費・経費の補助金対応への配分については、より明瞭な具体的内容を明示した明細を必要とするものと考ええる。 | 21年度より、取りまとめ事務の稼働日数明細に加え、具体的な業務内容を記録している。消耗品はまとめずにその都度処理している。 |
| 131 | 「原点回帰」飼料増産緊急対策事業交付金 | 袖ヶ浦市の現地視察において、補助金対象の機械の存在・稼働状況は見ることはできたが、一般的な費用対効果分析（投資効率）はあるも実際の飼料の生産拡大の数値による効果の分析が実施されていることの有無は確認できなかった。 県は、補助金を交付している事業主体別にロールベラー等の機械設備の設置の確認、作付面積増加推移だけでなく、その後の稼働状況及び生産量拡大効果を数値化した成果報告を求めて当初計画値と実績を比較検討し、有効性の効果測定を所定のフォームで文書化し実施すべきである。 | 作付面積の推移等に留まらず、事業実施後、5年経過した段階で所定の様式に基づき事業の効果を算出する。この調査により、計画と実績を比較検討し、事業効果について検証する。本年度は平成16年度に実施した事業について検証し、漸次同様の効果測定を実施していく予定である。 |

平成20年度包括外部監査

[森林課]

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|-------------------------|---|--|
| 132 | 緑化推進事業（千葉県緑化推進委員会運営費補助） | 社団法人千葉県緑化推進委員会の職員数は6名、そのうち2名が県関係者であり、この2名に対しての人件費補助が会費の代替となっている。2名のうち1名は元県職員の再就職であり、事務局長に就任している。事務局長は2年間で交代しており、任期2年の短期間で事務局長として腰を落ち着けて職務を遂行できるかについて疑問が残る。事務局長については、事務の滞りがないように、任期の見直しなどの対策を検討すべきである。 | 事務局長の交代時に事務の滞りがないように適切な指導を図れるよう検討していく。 事務局長の交代があっても、業務に支障を生じさせないように、業務の現状と課題を洗い出し組織、内部統制の方針を決定し、処務規程、会計規則等の諸規程を平成22年中に整備する。 |
| 133 | 緑化推進事業（みどりの少年団育成強化対策事業） | 補助金の配分については、千葉県みどりの少年団育成協議会の承認を得て実施されている。みどりの少年団は「活動調査表」及び「活動報告書」を市町村協議会（市町村）に提出し、その中で活動に要した経費の内訳及び活動資金の内訳を報告している。また、みどりの少年団から報告を受けた市町村協議会（市町村）が緑化推進委員会への実績報告を提出することにより、緑化推進委員会ではみどりの少年団の活動を把握している。 みどりの少年団が提出する「活動調査表」及び「活動報告書」については、市町村に提出されるため、緑化推進委員会において直接確認されることは、ほとんどないといえる。みどりの少年団に対し補助金が交付されている以上、緑化推進委員会には適切に補助金を使用されているかにつき確認する責任があると考えられる。よって、緑化推進委員会においても、みどりの少年団より提出される報告書を直接確認し、責任を果たすことを検討すべきである。また、千葉県としても緑化推進委員会が報告書を直接確認するよう、指導していくことが望まれる。 | 21年度分の補助金交付からみどりの少年団が提出する活動報告書に領収書等を添付するよう対応（平成21年4月21日にみどりの少年団育成協議会にて周知）。 |
| 134 | 里山活用促進事業補助金 | 平成19年度で3年間に亘る事業が終了したため、平成20年度より3年間の事後評価期間に入ることになる。君津市では指定管理者による来訪者数のカウント等、事後評価の体制は整っていると考えられるが、千葉県としても、国に報告する立場から、適宜事後評価が適切に行われているかを確認し、指導していくことが必要である。 | 国の事後評価に即して実施（第1回 平成20年10月31日、第2回 平成21年10月31日）した。 今後も適宜事後評価が適切に行われるよう指導する。 |

平成20年度包括外部監査

[森林課]

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|---------------|---|---|
| 135 | 里山保全整備活用事業補助金 | ①農林振興センターごとの完成調査における精度のばらつきを解消すべく、最低限実施すべき手続きを、各センター合意のもとで決め、徹底させるべきである。 ＜手続きの例＞ 1. 現場の写真を取り、日付入りで完成調書に添付する。 2. 領収書等の収入及び支払の証憑類については、照合等を行った場合手続きの証跡が残るような調書を作成する。など | 21年度分の補助金交付から対応（平成21年2月27日、平成22年1月26日に各農林振興センターの里山事業担当者を集め、是正方針等について周知）。 |
| 136 | 里山保全整備活用事業補助金 | ②里山団体から受領する完成報告書に添付されている写真については、事業実施日を確定させ、事前、事後の比較を可能とするためにも、写真は日付入りで添付してもらうよう指導すべきである。 ③完成調査状況表については、事実を忠実に記載すべきであり、ケアレスミスに注意することが望まれる。 | 21年度分の補助金交付から対応（平成21年2月27日、平成22年1月26日に各農林振興センターの里山事業担当者を集め、是正方針等について周知）。 |
| 137 | サンプスギ林再生事業 | 一部の農林振興センターにおいては、完成調査（現地合同調査）につき完成調書以外の記録が残っていない。合同調査を行った場所は、公用車の使用記録により確認できる程度であり、その他日誌等による記録すら残っていない。写真台帳を整備し、証憑書類照合の記録等を完成調書の付属書類として備えるべきである。 | 平成21年4月14日に各農林振興センターの担当者会議で完成調書の付属書類の添付について指導。今後も写真撮影とその写真整理の徹底を図るため、各農林振興センターに文書で指導していく。 |

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|----------------|---|--|
| 138 | 森林整備事業（公共造林事業） | ①造林事業については、事前の事業評価は行うが、事後評価（効果測定）を実施していない。造林事業については、事後評価（効果測定）についても実施を検討することが望ましい。 | ①事後評価について、林野庁で検討中であることから、その状況を踏まえ、検討することとした。 |
| | | ②事業計画は5カ年計画であり、現在の計画は平成17年度から平成21年度についての計画である。当該計画は、面積で30%以上の増減がないと見直しされない。前年未実施のため翌年度に繰越となる分が発生する可能性が高いため、計画の見直しについては、必要に応じて行うべきであると考えられる。 | ②事業計画の年度毎の見直しを行い、その都度、林野庁と協議していくこととする。 |
| | | ③当該補助金に関しては、森林所有者の様々な事情に左右され、計画通りに実施されないことが多いため、国の要綱に準じて事後申請方式が取られている。そのため、当初策定した5カ年計画について、計画通りに進まない可能性がある。国の法律でも実施計画後2年間は有効となっており、それを踏襲して千葉県の実施計画も作成されている。事後申請方式は、実施年度が変われば予算の調整が必要となるため、できるだけ計画通りに進めることが必要となるが、所有者の意思決定次第で森林整備が実施される、されないが決まってしまうため、森林所有者の様々な事情で先送りになる可能性がある。千葉県としては、予算の適正執行のため、森林所有者に対し現年度内の森林整備実施を指導していくしかなく、事業計画推進のためにも、県による啓蒙活動を行い、現年実施についての指導を行うべきである。 | ③森林所有者に現年度内の森林整備の啓発するよう21年4月14日に各農林振興センターの担当者会議で指導。 |
| 139 | 県単造林事業 | 通常、公共造林事業については事前評価が実施される。しかしながら、当該補助金事業に関しては、事前評価及び事後評価を行っていない。補助金の効果を見るためにも、評価は必要であると思われる。当該補助金にかかる費用対効果を勘案して、事前評価及び事後評価を実施することを検討することが望ましい。 | 平成22年度から県単造林事業を再編し、公共造林事業と一体化して事前・事後評価を実施できるよう検討することとした。 |

平成20年度包括外部監査

[森林課]

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|------------------|---|--|
| 140 | 小規模治山緊急対策事業 | 災害復旧が主目的であるため、機能回復そのものが効果となり、事前事後の効果測定は行われない。しかし、機能回復すればそれで良いというわけではなく、特に山地災害が発生した場合には、その被害は大きなものになるため、その後再崩壊の危険性の有無等何らかの調査が必要なのではないかと考えられる。 | 調査報告様式を定め、平成21年5月12日に各林業事務所の担当者に対応を指導。 |
| 141 | 「サンブスギ」ブランド化推進事業 | 平成19年度の啓発事業は、一般消費者を対象として「森林エコツアー」の実施、「エコフェスタin千葉への出展」が実施されている。その際、参加者等へのアンケートなどの効果測定が行われていない。そのため、どのような効果が得られているのか不明である。今後は、効果的な効果測定の方法を開発し、実施していくべきである。 | 当該事業は平成21年度は実施していないが、同年度に地域住宅資材利用促進事業で実施した消費者向けセミナーにおいては、参加者へのアンケート調査を実施し、事業効果の把握に努めた。 |
| 142 | 市町村営林道開設事業 | 長期にわたる工事では、工事期間中に削った斜面から土石流が流れ込む危険性があり、それを防止するだけでも対策費が必要となる。事業主体が市町村であることから、工期を短期間にする手立てを講じることは困難であると考えられるが、道路利用の効用は早く得られるほど高まることもあり、できるだけ工期を短縮することが望ましい。事前の事業評価については実施されているが、期中もしくは事後の事業評価については市町村主体で実施しているものの、市町村から県への報告義務は無く、また、国への報告も義務付けられていないことから、千葉県としての確認が手薄になりがちである。県が補助金を交付している以上、事前の事業評価だけでなく、期中もしくは事後の事業評価に関しても、市町村に報告を求め、随時計画の見直しを図るよう指導するべきである。 | H21.5.12担当者会議で該当市へ、評価を実施するように指導することを指示。 平成21年5月14日に林業事務所から市町村に評価の実施を指導した。 |
| 143 | 市町村営林道施設災害復旧事業 | 復旧後については、再崩壊の危険性の調査等を行っていないため、管理主体である市町村による巡回点検を行い、安全性が確保されているかにつき確認するよう、県は指導すべきである。 | 平成21年5月12日に各林業事務所の担当者により市町村による巡回点検の実施、について指導した。 平成21年5月13日、14日に林業事務所から市町村に巡回点検の実施を指導した。 |

平成20年度包括外部監査

[森林課]

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|----------------|--|---|
| 144 | 市町村営県単林道災害復旧事業 | <p>復旧後については、再崩壊の危険性の調査等を行っていないため、管理主体である市町村による巡回点検を行い、安全性が確保されているかにつき確認するよう、県は指導すべきである。</p> <p>各林業事務所で作成する書類について、様式は統一されているものの、記載方法については統一されていない。今後は、記載方法についても統一するよう、指導すべきである。</p> | <p>平成21年5月12日に各林業事務所の担当者に市町村による巡回点検の実施、調査報告書の記載方法の統一について指導した。</p> |

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|------------------------|---|--|
| 145 | 水産物産地流通加工施設高度化対策事業費補助金 | <p>当該事業の実施及びその後の運用を行う千葉県漁業協同組合連合会で人事異動があり、結果として、現場視察当日に、実績報告書に記載されている金額と当初設計金額との間の相違についての資料がそろわなかった。なお、資料については後日入手した。担当者変更時の引継ぎについては、十分行うよう配慮し、書類についても一括して保存しておくことが望ましい。また、近年ではパソコンで作成した資料やメールでの送受信による資料のやり取りが活発化しているため、パソコンに入っている情報についての共有についても配慮すべきであると考えられる。</p> <p>千葉県漁業協同組合連合会の固定資産台帳を閲覧したところ、固定資産の圧縮記帳に伴う補助金の減額が、耐用年数の短い施設から順に差し引かれていることが判明した。法人税法上、圧縮記帳の減額順についての記載はなく問題はないと思われるが、資産価値の評価の観点から均等に圧縮する方法が望ましい。</p> <p>当該設備は平成19年度に設置された設備であり、「施設等管理運営状況」報告書の提出の初年度が平成20年度となる。利用状況並びに効果の発揮については、千葉県漁業協同組合連合会が5年間の報告義務を負っており、報告がなされることになっている。県としては、利用状況等のモニタリングに今後も努める必要があると考えられる。</p> | <p>担当者の異動に伴う引き継ぎは、パソコン情報を含め十分行うよう指導した。</p> <p>固定資産台帳については税法上問題がないが、今後は均等に圧縮するよう指導したい。</p> <p>「施設運営状況報告書」が提出されており、県としても利用状況等のモニタリングに努めている。</p> |
| 146 | 水産物輸出促進対策事業補助金 | <p>日本食フェアの効果については今後もモニタリングする必要がある。</p> <p>当該事業は、輸出を販路拡大のひとつの手段として位置づけ、積極的に生産者の取り組みを促し、PRを行うと共に、今後の取引の可能性を探ることを目的としており、取引実績に至らなくとも販路拡大の布石となるようなPRが実施できたかについて、効果測定していく必要があると考えられるためである。</p> <p>また、本事業の要領・要綱の適用期間は3年（平成19年度～平成21年度）となっており、満了後は事業の適正を見極め事業継続につき検討することが望まれる。</p> | <p>出展したタイへの輸出には至っていないが、国内向けの商品が海外で通用することが確認され、その後、ドバイ首長国及びアメリカ合衆国への輸出に繋がっている。モニタリングは今後も継続する。</p> <p>平成22年度以降の本事業については農林水産物全般を対象とした事業に統合されるが、引き続き水産物に対して必要な指導等を実施する予定である。</p> |

平成20年度包括外部監査

[水産課]

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|-----------------------------|--|---|
| 147 | 東京湾漁業総合対策事業（近代化施設整備事業）費補助金 | 当該設備は平成19年度に設置された設備であり、「施設等管理運営状況」報告書の提出の初年度が平成20年度となる。利用状況並びに効果の発揮については、各漁業協同組合が5年間の報告義務を負っており、報告がなされることになっている。県としては、利用状況等のモニタリングに今後も努める必要があると考えられる。 | 関係漁協からは「施設運営状況報告書」が提出されており、県としても利用状況等のモニタリングに努めている。 |
| 148 | 東京湾漁業総合対策事業（製品規格対策促進事業）費補助金 | 実績報告書 別添資料③（7）人夫賃については、「組合別負担金額精算明細」以外の資料が存在しない。当該資料には『「人夫賃」支払明細』が記載されているが、金額が入力されているだけであり、人数、単価等の情報が記載されていないため、詳しい算定根拠が不明となっている。よって、算定根拠を明らかにすべきである。乾のりの自主検査は、かつて県事業として行われていた経緯から補助金が交付されていると考えられる。千葉県としても、自主検査が県産のりの製品の規格化を通じ、価格の向上を図り、消費者への食の安全、安心を確保するためにも、引き続き事業効果の検証を行いながら、事業を展開する必要がある。 | 人夫賃については、関係漁協における経費を確認するとともに、県漁連から関係漁協に対する助成額の支出根拠を明確にさせた。また、乾のり自主検査による効果については、県としても千葉県産乾のりの価格向上等の効果の検証に努めている。 |
| 149 | 東京湾漁業総合対策事業（海底障害物除去事業）費補助金 | ①②海への不法投棄問題については、千葉県だけでなく、国全体として取り組んでいかなければならない問題である。海底障害物の除去は、年月のかかる事業である。補助金の金額は制約があるため、補助金額に応じて引き揚げ量が制限されても致し方ないと考えられる。また、漁船漁業者が海底障害物を除去するために漁に出る時間を削らなければならないと、漁にも影響が出かねない。千葉県としても、漁業関係者と連携して不法投棄の実情を報告するとともに、関係機関に対して不法投棄撲滅のための啓蒙活動等を訴えていくべきであると考えられる。 ③障害物を除去、処分した場合、当該障害物は産業廃棄物として取り扱われる。そのため、産業廃棄物管理表の入手が必要となっているが、千葉県漁業協同組合連合会から漁業協同組合への指導は無い。今後は、産業廃棄物管理票の提出による確認を徹底すべきである。 | 海への不法投棄については、県としても漁業関係者と連携しながら、工事関係者及び取締機関等に対して、不法投棄撲滅のための啓蒙等を要請している。また、産業廃棄物としての処分については、産業廃棄物管理票を提出させ、確認を徹底している。 |

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|-------------------|---|--|
| 150 | 水産物産地流通機能強化事業費補助金 | <p>①学校給食には予算があり、魚を食材として使用すること自体が高コストとなる。そのため、まずは魚を食材として利用してもらうことが第一であり、産地は二の次というのが現状である。食材提供そのものについては、学校栄養士のアンケートを見ても好評であるが、その後千葉県産の魚を食材として利用してもらえるかという、期待薄と考えられる。</p> <p>また、食材提供実施についてのアンケートは学校栄養士に対してのみ実施され、モデル校の生徒・児童に対しては実施されない。学校栄養士へのアンケートに児童・生徒の反応を尋ねる項目が設けられており、おおむね好評のようであるが、モデル校の生徒・児童に直接アンケートをとっているわけではないため、食育への効果がどれくらいあったのかについて把握するには物足りなさを感じる。モデル校の生徒・児童に対してもアンケートを実施し、食育への効果につき直接的な効果測定の実施を検討することが望まれる。</p> <p>②平成20年度より千葉県からの補助が終了するが、補助金の終了と同時に学校給食への食材提供も中止になるとのことである。県からの補助金がないと学校給食への食材提供は厳しいというのが協議会の中止理由である。平成20年度からは千葉県シーフード普及促進協議会が独自に認定する「おさかな普及員」が講師を務める料理教室に対し、食材提供を行うことになっている。今後も引き続き県水産物の普及のための事業を展開することが望まれる。</p> <p>また、千葉県では平成20年度からは、産業体験を通じた食育を県事業で行うことになっている。千葉県としても、食育事業を通じて県産品の普及に努めていくことが望まれる。</p> <p>③千葉県シーフード普及協議会への補助金は、平成20年5月20日に入金となっているが、協議会から千葉県漁業協同組合連合会に支払が行われたのは、平成20年8月28日である。支払が遅れた理由は、事務局を担当する県漁連の担当者が、単に支払を失念していたことによるものであるが、このような失念による遅延をチェックする内部統制が構築されていないことも要因のひとつと考えられる。今後失念による遅延が発生しないよう担当者が注意するとともに、協議会の業務監査において適切な監査・指導を行っていくべきである。</p> | <p>① 本事業は平成19年度で終了しているため、事業内容への具体的な意見については、事業主体及び千葉県が現在実施しているその他事業への参考とした。</p> <p>② 今後も、食育事業を通じて県産水産物の普及に努めたい。</p> <p>③ 適切に事務処理されるよう指導を行った（監査調査時）。</p> |

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|---------------------|---|---|
| 151 | 漁業経営基盤強化指導事業費補助金 | 補助金交付申請書に記載されている相談窓口業務のうち、出張窓口相談が実施されていない。これは、専従職員（元県水産技術職員）が1名しかいない中で、国が認定する改革計画に係る策定支援案件が発生したこと、及び出張窓口相談に対する要望が無かったことから、出張窓口相談を実施しなかったものである。相談窓口に関しては、通常水産振興公社において開かれているが、要請があるときには専従職員が出張し、相談を受けつけることになっている。この出張相談窓口は、各漁業協同組合を通じて告知されているが、要望は少ないようである。水産振興公社の業務として掲げられている以上、出張相談窓口の利用促進のための啓蒙活動を行うことが望ましい。 | 出張相談窓口は、平成20年度までの計画で実施しており、平成21年度以降は実施をしていないが、今後類似の事業を行う場合には利用促進のための活動を行うこととした。 |
| 152 | 他県海面操業調整対策事業費補助金 | 実績報告書の本年度精算額が実際経費金額よりも小さく丸めた金額で記載されている。千葉県漁業協同組合連合会では、以前からの慣習で、毎年実施計画書に記載した予算金額に合わせて丸めた数字での実績報告を行っているとのことである。実績報告については、事実に基づいた金額を記載すべきである。 | 平成20年度実績報告書から対応済み。 |
| 153 | 他県海面操業調整対策事業費補助金 | 領収書の名義が「千葉県漁業協同組合連合会」となっているものが多数見受けられた。本来であれば、使用目的を明確にするため、名義（宛名）を正しく記載してもらうことが必要であるが、発行者にそこまでの要求ができないため、担当者の判断に任されている。県漁連が事務局となっており、領収書の発行者と日付で使用目的を判断し、経費を振り分けている。県漁連の担当者であれば正しく判断できるかもしれないが、第三者には目的どおりに使用されたかについて判断できない。よって、領収書の名義は、できるだけ正しく記入してもらうことが望まれる。 | 平成21年度から対応している。 |
| 154 | 漁獲可能量管理体制緊急整備事業費負担金 | 実績報告書の本年度精算額が実際経費金額よりも小さい金額で丸めた数字とで記載されている。実績報告書については、事実に基づいた金額を記載すべきである。 | 平成20年度実績報告書から対応済み。 |

平成20年度包括外部監査

[水産課]

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|-----------------------------|---|-----------------|
| 155 | 漁獲可能量管理体制 緊急整備事業費負担 金 | 採捕状況については、翌月10日までに国へ報告する義務がある。報告については千葉県漁業組合連合会から直接国に対して行われているため、千葉県が直接把握することはできない。しかしながら、国からの補助金であるにせよ、県から交付されている補助金であるため、千葉県としても報告が迅速かつ正確に行われているかにつき確認する必要があると考えられる。千葉県は、県漁連が国へ報告する際、同時に県へも報告してもらう等の方法により、報告が迅速かつ正確に行われているかについて把握することが望ましい。 | 平成21年度から対応している。 |

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|------------------------------|---|---|
| 156 | 地域水産物供給基盤整備事業費補助金 | 当該事業による魚礁の設置は平成23年に完了する。国から補助を受けているため設置完了後5年間は効果測定する。平成21年度からモニタリング（調査）についても国の補助を受ける予定であり、水中カメラ及びVTRを使用し、魚の種類と蛸集量を推定することになっている。モニタリングについては、千葉県が旭市に指導しており、過去に魚礁を設置したことで、漁獲高の増加や魚の種類が蛸集していることは確認されているが、目に見えて増えたというわけではない。千葉県としては、最低限水産資源の維持、できれば増大を目指している。魚礁を設置した効果が発揮される（魚が根付く）のは、3～5年後であり、設置の効果が発揮されるまでに年数を必要とすることから、国によるモニタリング年数の5年間だけではなく、継続的なモニタリングを実施する必要がある。 | 旭市は平成21年度に国の補助を受けモニタリング調査を実施している。なお、設置完了後5年間は国の定めた報告期間であるが、魚礁設置による効果が安定するまでの当分の期間は、継続的に調査を実施することを、平成22年3月4日の旭市の中間検査の際に確認した。 |
| 157 | 東京湾漁業総合対策事業（共同利用施設設置事業）費補助金 | 各漁業協同組合が千葉県漁業協同組合連合会から購入するにあたっては、随意契約についての理事会決定や各市からの承認を得るなどしており、適切な手続が取られているが、県漁連における業者（機種）の選定についても、事業主体において記録を残しておくことが望ましい。 当該設備は平成19年度に設置された設備であり、管理運営状況報告書の提出の初年度が平成20年度となる。利用状況並びに効果の発揮については、各漁業協同組合が5年間の報告義務を負っており、報告がなされることになっている。当該事業は3カ年計画で行われており、県としては、過年度に設置した冷水機を含め、利用状況等のモニタリングに今後も努める必要があると考えられる。 | 事業主体における記録については、保管するよう検査時に指導を行った。 管理運営状況報告書については、提出するよう関係市を指導した結果、提出されるようになった。 |
| 158 | 東京湾漁業総合対策事業（アサリ増産体制促進事業）費補助金 | 千葉県及び一部の市は、放流時の立会いを実施していない。事業が適正に実施されているかについては、仕入先の送り状等の証憑や現場写真により確認しているのみである。今後は、現場において、できるだけ立会いを実施し、確認することが望まれる。 | 平成22年3月4日に県・市で連携しながら立会いを行い、確認した。 |

平成20年度包括外部監査

[漁業資源課]

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|----------------------------------|---|--|
| 159 | 漁業用施設設置事業費補助金 | 魚礁は、設置してから効果が発揮されるまで3年～5年の年数を必要とする。効果測定には時間を要するが、最低限漁獲量調査及び生態系調査の実施が必要であると考えられる。 | 館山市が平成22年度中に効果調査を予定していることを、平成22年2月19日の完成検査時に確認した。 |
| 160 | 東京湾漁業総合対策事業（種苗供給施設管理事業）費補助金 | 実績報告書の日付が3月31日となっている。しかしながら、人件費、水道光熱費等の経費については、期末時点での未払等が発生するため、事業完了と同日付である3月31日に、経過勘定項目を適切に計算することは困難であると推測される。 | 水産振興公社では要した経費を3/31現在で確定したものについて実績報告を行っている。 |
| 161 | 栽培漁業推進体制整備促進事業（種苗生産育成放流事業）費補助金 | 放流効果調査の結果は、栽培漁業推進の基本であるにもかかわらず、効果把握が難しい魚種においては実効性のある効果測定方法が開発されていない。そのため、効果把握が困難となっており、十分な効果結果が示されていないのが実情である。また、千葉県においては、放流魚種が漁業者の他、遊漁船や一般の釣り人（陸釣り）により釣獲されている量も少なくないと思われるが、これらの効果把握も十分とはいえない。今後、実効性のある効果測定方法が開発されることが望まれる。 | マダイ、ヒラメは市場調査等により放流効果を把握済みである。県放流のマコガレイ、クダイについても放流技術開発に取り組み、ALC標識等を用いた放流効果の測定方法を開発し、暫定的に放流効果を算定したところである。現在、データの積み上げによる精度向上と遊漁も含めた事業評価手法の検討を行っている。 |
| 162 | 栽培漁業推進体制整備促進事業（栽培漁業推進体制強化事業）費補助金 | 水産振興公社への県職員派遣については、水産公社の栽培漁業における育成技術、特に新技術の移転が行われるよう配慮しなければならない。現状においても、白浜事業所への県技術職員派遣について配慮されているところではある。今後においても、水産振興公社の栽培漁業の業務に関しては、専門的な知識と技術を必要とすることから、技術移転等が停滞しないよう適材適所の人員配置に努めるよう、配慮されたい。 | 水産振興公社への県職員派遣については、技術移転が円滑に行われるよう適材適所の人員配置に努めている。 |
| 163 | 東京湾漁業総合対策事業（三番瀬漁場再生事業）費補助金 | 平成20年度においては、アオサの発生が少なかったため、稼動試験以外で稼動機会がなかった。今後は、機械の稼動実績についてのモニタリングを実施するとともに、アオサの発生が少ない年であっても稼動試験等を実施することにより、機械が正常に稼動するか否かにつき確認していくことが望まれる。 | 平成21年度は、機械の稼働状況の把握とモニタリングを行った。 |

平成20年度包括外部監査

[漁港課]

農林水産部の補助金・負担金及び交付金に関する財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|---------------|---|--|
| 164 | 市町村営漁港建設事業補助金 | ③竣工検査調書については、実施した調査の内容が明確となるような書式に変更することを検討すべきである。 | 20年度の補助金から対応した（検査調書様式の変更）。 |
| 165 | 市町村営漁港建設事業補助金 | ①工事は極力年度内の完成が図られ、予算の繰越が発生しないよう、千葉県は市・町を指導していく必要がある。 ②市・町からの実績報告書の提出日については、千葉県が現地調査を行うに十分な時間的余裕をもたせる必要がある。そのため、千葉県は、工期の設定を含め、市・町を指導していくことが望まれる。 | 20年度の補助金から対応した。 ・予算の繰越が極力発生しないよう、市・町を引き続き指導した。 ・実績報告書は3月25日までに提出することとし、県として現地調査が適切に行える時間を確保した。 |

県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|---|--|--|
| 166 | <p>(2) 臨海地域</p> <p>②監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見</p> <p>イ. 京葉港地区の習志野茜浜のストックヤード及び中央A地区【船橋市潮見町】暫定的貸付土地等について</p> | <p>ストックヤード用地は、県からの返還を確実にし、早期に有効利用をすることが望まれる。</p> <p>無償で貸付けが行われている海浜公園集団施設用地及び簡易駐車場用地は、市と十分協議した上で、有償貸付又は有償譲渡とすることが望まれる。</p> <p>下水処理施設の方針については、市と協議を進め計画の早期の具体化が望まれる。</p> <p>船橋漁協施設用地の減額されている賃料については、「企業庁新経営戦略プラン」にあった見直しの検討が望まれる。</p> | <p>京葉港地区の習志野茜浜のストックヤード用地については、一部貸付していた用地が県から返還されたことから、平成21年度中に建設発生土の搬出や整地等の整備を完了させると共に、習志野市との調整を行い、早期の有効利用を図る。</p> <p>潮見地区の諸懸案（海浜公園集団施設用地、簡易駐車場用地、人工海浜及び護岸、暫定下水処理場）について、包括的に処理することで船橋市と協議を進め、基本的な方向について合意した。今後は、細部について検討協議する。</p> <p>船橋漁協施設用地の減額している賃料については、組合と協議を進め、平成21年度から全額有償貸付けとした。</p> |
| 167 | <p>(2) 臨海地域</p> <p>②監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見</p> <p>ウ. 木更津南部地区の未分譲の港湾関連用地について</p> | <p>土地利用計画を見直した港湾計画の改訂を行い、分譲を促進することが望まれる。</p> | <p>木更津南部地区の未分譲の港湾関連用地については、当該用地の需要動向等を踏まえた土地利用計画を検討し、県土整備部港湾課と協議を進めた結果、平成22年3月に改訂が予定されている港湾計画の改訂に盛り込まれることとなった。</p> <p>今後、分譲に向けて手続を進めていく。</p> |

平成19年度包括外部監査

[住宅供給公社]

県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|--------------|---|---|
| 168 | ③代替地等の処分について | 過去の分譲用地取得のため保有している代替用地の遊休地については、早急な処分が望まれる。 | 県（住宅課）は立入検査等の実施により監査に係る意見等について適切な対応を図るよう指導しており、現在の状況は以下のとおりである。 ・代替用地については、26年度までに処分することとし、物件ごとに処分条件等を整理し柔軟に対応するべく進めている。 |

健康福祉部高齢者福祉課の補助金に係る事務について

| NO | 事項名 | 指摘(意見)の内容 | 措置状況等 |
|-----|---|---|--|
| 169 | Ⅲ 監査の結果及び意見 3. 特別養護老人ホーム建設事業補助金 (2) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 ② 千葉県社会福祉法人審査会のメンバーについて | 他県の状況を参考にしながら外部の有識者を審査会のメンバーに招くことによって、組織の硬直化を防ぎ、審査会内部での活発な意見交換を推進し、補助金の透明性・公平性を確保することが望まれる。 | 本県においては、現状において議論は活発におこなわれ、特段に組織の硬直化等の実態はない。透明性・公平性の担保については、利害関係課以外の課長等を含むことで保たれている上、議事録も公開できる体制にある。 審査に行政固有の経験則に基づく専門性・知識が必要とされる上、審査会開催に際しての機動性を確保する観点からも現在の構成で問題がないと思慮される。 しかしながら、他県においては外部有識者をメンバーに招いている団体もあり、他県の状況などを参考に検討していきたい。 |

千葉県土地開発公社の財務事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|--|---|---|
| 170 | 1 長期保有土地 かずさアカデミアパーク公的機 関等用地（木更津市） | 公社取得地の一部を県が使用していることから、当該土地を速やかに再取得すべきである。 | 平成18年度にとりまとめた償還計画に基づき、平成20年度は1223.24㎡を再取得し、平成21年度当初予算に3億3千万円を措置した。 |
| 171 | 1 長期保有土地 大福山北部周辺地域公有化 （市原市） | 早急に県は、土地を再取得すべきである。 | 平成20年に2億円を返済し、返済後の元金残額は3億円となった。なお、平成18年2月議会において債務負担行為の設定を行い、再取得の終期を平成22年度に変更した。 |
| 172 | 1 長期保有土地 公有地取得・都市計画道路用地 （松戸市、船橋市） | 取得した土地は、当面利用できない事から駐車場賃貸等の土地利用を検討すべきである。 | 松戸市の土地については平成18年度に償還が完了し、船橋市の土地については平成21年5月に償還が完了した。 |

千葉県上水道事業及び工業用水道事業の財務事務及び経営管理について

| NO | 事項名 | 指摘(意見)の内容 | 措置状況等 |
|-----|---------------------------------------|---|---|
| 173 | 5 料金収納管理と債権の管理 (4) 未収金に対する貸倒引当金の設定 | 法令上は企業会計原則と同様、発生主義による費用の計上(地方公営企業法第20条、地方公営企業法施行令第11条第3項)や保守主義の原則の適用(地方公営企業法施行令第9条第6号)が規定されている。 以上から、貸倒引当金の計上は法令に準拠したものといえ、計上を検討する必要がある。不納欠損処理に伴う損失については、将来の損失発生に備え、貸倒引当金を計上するべきである。 | 指摘を踏まえて検討したが、地方公営企業法施行規則別表第1号で定める勘定科目表において、引当金として「退職給与引当金」及び「修繕引当金」が掲げられている。 現状では、勘定科目表に記載されている以外の引当金を設けて公営企業の経理を行うことは困難である。 |
| 174 | 9 消費税及び地方消費税の申告 水道料金納入通知書の表示方法 | 包括外部監査の消費税調査において、水道料金納入通知書等の表示方法を、現在の内税方式から外税方式に見直すことにより節税できる特例があるので、今後検討することが望まれる。 | 消費税法の改正により、平成16年4月から表示方法は総額表示(内税方式)に統一されたことから、当局の水道料金納入通知書等の表示方法も総額表示としている。 |

千葉県上水道事業及び工業用水事業の財務事務及び経営管理について

| NO | 事項名 | 指摘（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|------------------------------|---|--|
| 175 | 2 房総臨海地区の問題点 (2) 施設の問題 | <p>房総臨海地区の能力の半分は過大になっており、現時点では、使用見込みがたっていない。</p> <p>今後においても、施設能力を十分に発揮することは期待できず、工業用水道事業会計全体あるいは房総臨海地区の財政状態の実態を適切に財務諸表に表示するためには、将来的に見込まれる収入に基づいて資産の再評価を実施し、簿価と再評価額との差額を評価減すべきである。</p> | <p>現行法（地方公営企業法施行規則第3条第1項）では、資産評価は取得時の価格によるとされている。今後、公営企業会計制度が見直された場合には対応するものとする。</p> |
| 176 | 6 組織の関係 (2) 検針業務の変更による人員減 | <p>本課において使用量の申告葉書を回収し、一元的に入力するなど検針業務を本課に集約することが効率的であると考えられる。</p> <p>現状の職務分析を行って、不要な業務の削減に努め効率化を図るべきである。</p> | <p>受水企業が広範囲に及ぶ本県において、使用水量の確認は、水の供給を行っている各事務所において精査することが効率的である。</p> <p>このため、各事務所の検針業務（受水企業からの郵送等による使用量の申告、手作業による検針数値の入力、本課へのデータ送信）について、電子システム化をし、ほぼ自動化することにより効率化を図った。</p> |

土地造成整備事業の財務に関する事務の執行及び経営に係わる事業の管理について

| NO | 事項名 | 指摘（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|---|--|---|
| 177 | 1 土地造成整備事業会計の決算書の検討 (3) 土地造成整備事業会計の決算上の問題点 オ 借入資本金の表示 | 土地造成整備事業は、住宅地や工業用地を造成整備しそれを個人や企業に販売する事業であり、販売による収入によって企業債等を返済することによって完了するものであると考えられる。 したがって、販売するための土地の造成整備資金はいわゆる運転資金であり、「建設又は改良のための資金」と判断すべきではないと考えられ、これらの資金に充当するための地方債は、負債の部に計上すべきものと判断される。 | 土地造成整備資金である企業債については、固定負債として管理してきたところであるが、平成8年度に国（旧自治省）から「当該企業債は建設改良のためのものであり借入資本金として経理する必要がある」との見解が示され、この指導に基づき処理しているところである。今後、公営企業会計制度が見直された場合には対応するものとする。 |
| 178 | 1 土地造成整備事業会計の決算書の検討 (6) 意見 オ 保守主義の原則の体現について | 資産の評価基準は取得価額が規範となっているが、将来損失が見込まれる未成事業資産等は保守主義の原則の観点からは取得価額による資産評価の見直しが考えられる。こうした資産に評価減等を行い、財務体質の健全性の維持を図ることが望ましいと考える。 | 地方公営企業法施行規則第3条及び第4条の規定により、資産の評価は取得時の価額によるとされている。今後、公営企業会計制度が見直され、固定資産の時価評価（減損制度）が導入された場合には対応するものとする。 |

平成11年度包括外部監査

[農林水産部耕地課及び土地改良事務所]

土地改良事業（県営ほ場整備事業）関連の事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|------------------------------------|---|--|
| 179 | 5. その他 (3)ほ場整備事業に関する費用の 集計手続 | 支出月計算書と負担行為伝票等との照合が困難、個々の支出金額の明細書がアウトプットされていない。 | 「支出月計算書」及び「歳出証拠書類目次」は「支出負担行為支出伝票」を電算入力することにより自動的に出力されるものであり、この三者は一体のものです。 各月の支出合計は「支出月計算書」で確認でき、個々の支出内容は「歳出証拠書類目次」、「支出負担行為支出伝票」及び「証拠書類」等を照合することにより確認できます。 |

社会部児童家庭課における補助金交付関連の事務の執行について

| No | 事項名 | 結果（意見）の内容 | 措置状況等 |
|-----|---|---|--|
| 180 | 1. 「社会福祉施設等整備費及び社会福祉施設等設備整備費補助（負担）金交付要綱」に基づく「児童館（児童センター）施設整備費補助事業」 (1) 市町村に内示を行う前における予算確保等に関する財政課の確認手続について | 「補助金等の内示行為で10,000千円以上ものは財政課長に合議すること」という財務規則の規定について、金額をある程度大きくすること、さらに、各事業の具体的内容に応じた金額による判断基準について再検討することにより事務改善が期待できる。 | 合議額については、予算規模の推移や事務効率等を考慮し、平成8年度に3,000千円以上から10,000千円以上へと3倍を超える大幅な引上げを実施してきたところである。 補助金等については、今後も予算編成時のみならず、あらゆる機会を通じて見直しの機会を設けることにより、予算の適正な執行に努めることとしている。 |